

## 埼玉県報

第 2 2 3 1 号 平成22年10月29日 金 曜 日

## 目 次

## 規則

- 平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(総務給与課)
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則 の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

## 管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

### 告示

- 職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借契約に係る落札者の公示(システム管理課)
- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表(人事課)
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告(NPO活動推進課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定 医療機関及び指定施術者の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業支援課)
- 県営土地改良事業の異種目換地の指定(本庄農林振興センター)
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示(病害虫防除所)
- 肥料登録の失効に関する告示(病害虫防除所)
- 交通管制システム上位装置設備賃貸借に係る落札者の公示(施設課)
- 埼玉県立がんセンター新病院建設工事に関する落札者等の公示(入札執行課)
- 県道矢納浄法寺線の区域変更(本庄県土整備事務所)
- 県道飯積向古河線の区域変更(行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に 関する規則をここに公布 す

平成二十二年十月二十九日

ಠ್ಠ

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九一八

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 ಠ್ಠ 二年埼玉県条例第四十二号。 年十二月に支給する期末手当の特例措置に関し、 この規 則は、 職員 の給与に 以下「 関する条例等 改正条例」 という。 の 部 必要な事項を定めるものとす を改正する に基づき、 条例 平成二十二 (平成二十

基準となる日の特例) (調整対象職員となった者の改正条例附則第四項第一号の給料等の月額 の 算定 **ത** 

号。 流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。 適用を受ける職員にあっては、 規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九 月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条 基準日」という。)までの期間の全期間が職員として在職した期間 以下「 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定めるものは、平成二十二年 条例」という。 )第十九条第一項後段又は第二十一条第六項の規定の 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。 又は 人事 交

- る短時間勤務の職を占める職員 年法律第二百六十一号。 条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員又は地方公務員法 以下「法」とい ټ ئ  $\overline{\phantom{a}}$ 第二十八条の五第一  $\overline{\phantom{a}}$ 項に 昭和二十五 2規定す
- 同条例第十一条の二第一項に規定する特定一 十八号)第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は 公庫等の役職員(職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例 般地方独立行政法 人役員を しし 第
- $\equiv$ 二条第二項に 国 特定独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第 規定する特定独立行政法人をいう。 ) 又は他 の地 方公共団体の

兀 公益 的法 人等 ^ の 職員 の 派 遣等に関する条例 (平成十三年埼玉県条例第七十

- 三条第一号に規定する退職派遣 第三条第一項第二号に 者 τ \_ 公益的 法 人等派 遣条 例 لح ١J ِ أي
- 2 も 遅 日を除 ζ 第一号に規定する調整対象職員をいう。 該各号に掲 日とする (同日 改正 い日)) 条 から基準日までの期 が人事交流等により引き続い げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合に 附則第四項 から基準日までの期間における調整対象職員(改正条例附則第四 がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、 第一号の委員会規則 間におい て 新 て前項各号に掲げる者となり、 以下同じ。 たに職員となった日(当該 で定める日は、 ) となっ 平成二十二年四 た日のうち最も早 当該日のうち 引き続 期間 おける に 月二日 お

とする。 (在職し 改正条例 な か つ た 附則第四項第一号の委員会規則 期 間 等 が ぁ る 職員 の改正条例 附 で定め 則第 兀 る期間は、 項 第 号 次 の に 月 掲げ 数 の 定

- 続き新 受け 職員等として勤務 き続き在 に職員となっ き当該各号に掲げる者とし 職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者と 在職した期間であって、平成二十二年四月一日から基準日までの の条にお τ き続き在 職員として在職 な たに 同項第一号に掲げる者(以下この号及び第五条において「 い 県費支弁 て「 職員とな U た日の た期 施行日」 た場合における当該各号に掲げる者と の 間以外のものを含み、 しなかっ した期間 職員等」 った場合における 前日までの期間 という。) の属する月の前月まで た 期 て勤務した後、引き続いて職員となり、 (以下こ という。 間 (基準日まで引き続 の条にお ) であっ のうち条例の 新たに職員となっ 同月からこ L١ て「 た者から人事交流 適用を受けな の規則 職員等期間」 いて在職 なる た の施行 の間の月 月の 前 の Ū ١J 初日 条 例 の日( 間にお 等に 職 なり、 ۲ た 員と 基準日 県費支弁 L١ **ഗ** 期 چ か ょ 間 中 の 以下こ 引き続 り引 ζ 適 途 以 用 に て た ㅎ
- 第百十 条の二第一項ただし書に規定する許可を受けて 全額を支給されて 休職期間 業を 項に (条例第二十条の規定の適用を受ける職員として在職 育児休業期間 以下こ !規定す (法第二十八条第二項の規定により て の号 ١Ì た る た期間を除 育児短時 間 にお (地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法 を 11 い 7 う。 間  $\neg$ 勤 育児休業法」 務及  $\overline{\phantom{a}}$ をいう。 育児 び 育児休業法第十七 短時  $\cup$ とり 休職にさ 間勤務等期間 ŀ١ た ِ أي 期間をい 専従休職期間 ( 法第五十 れ 第二条の てい 条 (育児 う。 の た U 規  $\overline{\phantom{a}}$ 期間(給 た 定に 規定 休業 期間 非常 に る短 を 五 1) 0

時間 律第六十七号)第二百五十二条の十七の規定により派遣されてい 条第一項の規定により派遣され 間を除く。 れらに相当する期間 の全額を支給されてい **が第一項** 勤 遣 つされ 務を をいう。 して )をいう。 の規定により派遣されていた る職員 L١ の た  $\smile$ に期間を 処遇等に 若し Š た期間を除く。 くは自治法派遣期間(地 公益的法人等派遣期間 ( 公益的法人等派遣条 ١J ٠ أ . 関 ていた期 する条例  $\overline{\phantom{a}}$ 派 をいう。 期間 遣期 間 (給料の (昭和六十三年埼玉 ( 給料 間 (外  $\overline{\phantom{a}}$ 又は職員等期 の 方自治法 国 全額を支給され 全額を支給され の 地方公共団 県条 (昭和二十二年法 間におけるこ た 例 期間(給料 τ 第 ١١ 7 の (例第二 た l١ 号 期間 た 関 期

- Ξ 職員等期間 停職期間 におけるこれ (法第二十 九条の規定により に 相当する期間 停職にされ て ١J た 期間 を L١ چ 又 は
- 兀 職員の 第二十八号)第十二条第二項の規定により給与を減額された期間又は職員等期 二項若しくは学校 職員 に おけるこれらに の 勤務時間、 育児休業等に関する条例 職員の勤務時間、 休暇等に 相当する期 |関する条例(平成七年埼玉県条例第二号) 間 ( 平 成 休暇等に関する条例 四年埼玉県条例第六号)第三十二条、 (平成七) 年埼玉県条例 第十条第
- 五 けるこ 条例第十三条第一項の規定により給与を減額され れに相当する期間 た 期 間 又 は 職 員 等 期 間 に
- 六 調整対 象職員以外 の職員であっ た 期間又は 職員等期 間 に お け るこ れ に 相 当
- 2 する。 5 施行 改正条例 日 の 附 属す 則 第四項第一号の委員会規則で定める月数は、 る 月 の 前月 まで の各月のうち 次 の ١١ ず れ か に該当す 平成二十二年四月 る月
- 前項 第一 号 第二号、 第四号又は第六号に掲げる期間 の あ る月
- であっ 四項第一号基礎額」という。 に規定する合計額に 前項第三号又は第五号に掲げる期間 給料及 ζ その月につい 〈びこれに 百分 相当する給与 て の 支給された給料の  $\overline{\phantom{a}}$ に 一六を乗じて得 に満たない の額の合計額 の ある月(前号に も 額 (職  $\overline{\phantom{a}}$ た が 額 員等 (第六 改正条例 期 該当する月を除 条 間 に 附 のあ 則 お 第四項 る月に しし て  $\neg$ 第一 ぁ っ 則 て

改正条例 附 則第四項第二号に掲 げる額を調整額 に 含 め な しし 職 員

第四条 き 1) 日に し お 改正条例附則第四項第二号の委員会規則で定め 第一 た い 者 て (当該 調 項各号に 整対 期 象 職員 間 掲げる者と の 全期間 であ 5 た U が て勤 職員とし 者のうち、 務 て在職 た 期間で 同日 Ũ か あ ら基準日まで る た 者は、 る者を含む。 期間又は人事交流等に 平成二十二年六月 の 期間引き 以

とする。

第五条

改正条例附則第五項の

委員会規則で定める者は、

条 例

の適用を受け

な

١١

県

なっ 条例の た者についての特例 適用を受け ない県費支弁の職員等であっ た者から引き続き新 たに 職員と

2 費支弁の職員等とする 改正条例附則第五項の委員会規則で定めるものは、 人 事交流等に ょ IJ た に

員となった者とする。

3

定 職員 に相当する額とする。 び埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 基準に関する条例 に関する条例 の例における基準日に相当する日とみなす。 が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規 改正条例附則第四項 年埼玉県条例第七十一号)(以下この項において「学校職員条例等」 例 改正条例附則第五項の委員会規則で定める額は、 の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)、 (昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)、 (昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)、 この場合においては、学校職員条例等の適用を受けていた の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額 (平成十三年埼玉県条例第八十八号) 埼玉県企業職員の給与の 特別職の職員 学校職員の給与に関 埼玉県病 の 給与及 院事業企業 (平成二十 という。) 種類及 び する 及

端数計

第六条 未満の端数を生じたときは、 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一 これを切り 捨てるも のとする。 円

(雑則)

第 七 関する特例措 この規 置 則に定めるもの 一の実施 に関 L のほ 必要な事項は、 ゕੑ 平成二十二年十二月に支給する期末手当に 埼玉県人事委員会が定める。

則

こ の規則は 平成二十二年十一月一日から施行する。

定 職 に 員 ょ の る給 給与に 料 に 関 関 する条例等 す え規 則 の の \_ 部を改正する規則をここに 部を改正 する条例 附 則 第 八 公布する。 項 か ら第 + 項 ま で

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九一九

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附 の 規定に よる給料に関する規則の一部を改正する規 則 則 第 八項 から第十項まで

うに改正する。 による給料 員 の 給与 E 関 関する規則 す る条例等 (埼玉県人事委員会規則七 の 部を改正する条例附則 第 八 八 (五四) 項 か ら第 の 部を次 + 項 ま で の **ത** 

第三条に次の一号を加える。

七 さ れる職員でなくなっ 切 替日以 降に改正条例附則 た職員 第八項から第十項までの規定に よる 給料 を支 給

当することとな 及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料 第七号に掲げる職員 (第一号に掲げ う。 る者」 ڼ 定対象外職員(改正条例 年埼玉県条例 の九十九 用等に関する条 の 異動が二回以 第四条第一項 があった のと 適用を異にする異動又は初任給基準異動があっ  $\overline{\phantom{a}}$ れらの異動が二回以上あっ を「 以 第五条第二項に規定する給料表 八七七」 外の (任用 もの 料表 医 た 場 療 職員 第五十四号)の施行の 合) 上あっ 例 職 の事情等を考慮して るものを除く。 とした場合。 中「職員の給与に関 給料表 (任用 を「百分の九十九 (平成十三年埼玉県条例第五号。  $\overline{\phantom{a}}$ を 削 た場合にあっ の 適用を受け の事情等を考慮して 附則第八項に規定する減額改定対象外職員を ij 同号において同じ。 同条第二項中「 \_ た場合にあっては、 適用 を加え、 ては、 る る場合に 五三 日(以下 す 人事委員会が定める者を含む。 職員及び任期 の適用を受ける職員以 を受ける職員及び一般職 る条例等の一部を改正する条例 切替日の に改め、 施行日 該当することとなった職員を除く。 同項第一号中「 人事委員会が定める者を含 「施行日」という。  $\overline{\phantom{a}}$ たも 以 下 付研究員条例第五条第二項に に 前日にそ に同条第七号に掲げ 切替日の前日にそ ¬ お のと \_ ŀ١ なるもの」 任期付研究 て 外の 減 れらの異動が順次あ  $\overline{\phantom{a}}$ した場合 (切替日以降 切替日以 額改定対象 の )職員」  $\overline{\phantom{a}}$ 任期付研究員の の 下 に で れらの異動 員条例」 お しし (平成二十 降にこ . ات ある ĺĆ ಭ う。 る職員に いて減額 外 以下同 職 ح 11 で 規 つ 該

分の九十九・五三」に改める。 定する給料表の適用を受ける職員以外の職員」 ľ 「百分の九十九・七七」を「百

加 え る。 流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。 ける職員以外の職員」に、 適用を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受 を考慮して 第五条第一項中「施行日において減額改定対象外職員以外 なるもの」の下に「 人事委員会が定める者を含む。 (第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交 「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改 )である者」を「 医療職給料表 (一)の の職員(任用の 事情

附則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

ಕ್ಕ 初任給、 昇格、 昇給等の基準に関する規則の一 部を改正する規則をここに公布す

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二〇

初 任給、 初任給、 昇格、 昇 格、 昇給等の基準に関する規則 昇給等の基準に 関 する規則 (埼玉県人事委員会規則七 の 部 を改正する規則

る 別表第三の大学卒の欄第六号中② を削 ij (3)を(2)とし、 (4)を(3)とし、 (5) を(4) とす

の

一部を次のように改正する。

ಠ್ಠ 別 表第六 ^ の表の備考三中「第二十一条第三号」 を「第二十一条第四号」 に 改 め

改める。

附則

- 1 十二年十一月一日から施行する。 この規則は、 公布の日から施行する。 ただし、 別表第七  $\wedge$ の表の 改正は 平成二
- 2 該適用又は異動の日における号給については、 県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。 る号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、 平成二十二年十一月一日から平成二十三年三月三十一日まで なお従前の 昇給又は復職時等におけ 例によることができ の 間 に (個別に埼玉 おい  $\overline{\phantom{a}}$ ζ の当 新

ಶ್

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

うに改正する。 給料の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 三九七)の一部を次のよ

改め、 中「10,400円」を「10,300円」に改める。 「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、 別表第二イの表中「8,500円」を「8,400円」 別表第二口の表中「11,600円」を「11,500円」 に、「11,200田」を「11,100田」に に改め、 別表第二二の表中 別表第二ホの表

附即

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

特地 勤務手当等に関する規則 の — 部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

灯玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二二

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する 地 勤務手当等に関する規則 (埼玉県人事委員会規則七 九 の — 部を次 ഗ

第三条第三項に次の一号を加える。

けてい る調整 び第十項の規定による の一部を改正する条例 成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例 ける平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の 正する条例 (平成二十二年埼玉県条例第四十二号) 附則第四項第一号に規定 間にある職員(その日に調整対象職員(職員の給与に関する条例 の給与に関する条例等の  $\cup$ 項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十月三十一日 た 対象職員をいう。 以下この項において「平成二十二年改正条例」という。)の施行日に 前 とする。 項中「受けていた給料及び」とあるのは、 ? (平成十: ものとし 第五条第三項第三号におい 一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第 八年埼玉県条例第二号)附則第八項、 た場合の給料の 月額並び て同じ。 「係る給料に に当該定め ) であつた 規定並びに 等 つ <u>の</u> 第九 ĺ١ る 者に 部を て職 まで 及 平 限 お す 改 ഗ

第三条第四項各号中「、 前項第四号」 の次に「及び第五号」 を加え

第五条第三項に次の一号を加える。

玉県条例第四十二号。 料につい 年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員(その日に調整対象職員 であつた者に限る。 条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移 亚 日に び 例等 て職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼 に平成二十二年改正条例第七条の規定による改 おける平 の 部を改正する条例  $\overline{\phantom{a}}$ 成二十二年改正条例第一条の 以下この項において「平成二十二年改正条例」 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、 (平成十 八年埼玉県条例第二号) 規定による 正後 転の日が平成二十二 改正後 の 職員 という。 附則第 の の 条例 係る **ത** 

十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。 項、第九項及び第十項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第

第五条第四項各号中「、前項第二号」の次に「及び第三号」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

# 管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十九号

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(埼玉県企業職員給与規程の一部改正)

第一条 埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)

の一部を次のように改正する。

第二条の三の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375, 000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724, 000
7	848,000

別表第一及び別表第二を次のように改める。

	36	190, 300	246, 700	288, 400	334, 600	362, 300	392, 000	438, 400	473, 400	535, 800
	37	191, 600	248, 000	290, 100	336, 500	364, 200	393, 700	439, 700	474, 200	536, 700
	38	191, 600	248, 000	290, 100	338, 500	365, 600	394, 900	440, 600	474, 200	537, 600
	39	194, 200	251, 200	291, 900	340, 500	367, 100	394, 900	440, 600	475, 800	538, 500
	40	194, 200	252, 800	295, 700	342, 500	368, 600	397, 300	441, 500	476, 600	539, 400
	40	195, 500	252, 800	295, 500	342, 500	368, 600	397, 300	442, 400	470, 600	559, 400
	41	196, 900	254, 200	297, 400	344, 400	370, 100	398, 400	443, 200	477, 400	540, 300
	42	198, 200	255,600	299, 100	346, 300	371, 300	399, 600	444, 000	478, 100	
	43	199, 500	257,000	300, 800	348, 200	372, 500	400, 800	444, 800	478,900	
	44	200, 800	258, 400	302, 500	350, 100	373, 700	402, 000	445, 600	479, 700	
	45	202, 000	259, 700	304, 200	352, 000	374, 700	403, 000	446, 400	480, 500	
	46	203, 300	261, 100	305, 900	353, 600	375, 600	403, 700	447, 200		
	47	204, 600	262, 500	307, 600	355, 200	376, 500	404, 400	448, 000		
	48	205, 900	263, 900	309, 300	356, 800	377, 400	405, 100	448, 800		
	40	207 100	265 200	310, 600	358, 500	270 400	405, 900	449, 400		
	49	207, 100	265, 200			378, 400				
	50	208, 200	266, 400	312, 200	359, 700	379, 200	406, 600	450, 200		
	51	209, 300	267, 700	313, 800	360, 900	380, 000	407, 300	451,000		
	52	210, 400	269, 000	315, 400	362, 000	380, 800	408, 000	451, 800		
	53	211,600	270, 100	317, 100	363, 000	381, 700	408, 800	452, 400		
	54	212,600	271,400	318, 700	364, 100	382, 400	409, 500	453, 200		
	55	213,600	272, 700	320, 300	365, 100	383, 100	410, 200	454,000		
	56	214, 600	274, 000	321, 900	366, 200	383, 800	410, 900	454, 800		
	57	215, 400	275, 200	323, 400	367, 100	384, 500	411, 600	455, 400		
	58	216, 400	276, 300	324, 600	367, 800	385, 100	412, 300	456, 200		
	59	217, 300	277, 400	325, 800	368, 500	385, 800	413, 000	457, 000		
	60	217, 300	278, 500	327, 000	369, 200	386, 500	413, 700	457, 800		
		210, 000	210,000	521,000	500, 200	550, 550	110, 100	101,000		
再任用	61	219, 200	279, 700	328, 100	369, 800	387, 000	414, 300	458, 400		
職員以	62	220, 200	280, 700	329, 100	370, 500	387, 700	415, 000			
外の職	63	221, 200	281, 700	330, 000	371, 200	388, 400	415, 700			
員	64	222, 200	282, 700	331, 000	371, 900	389, 100	416, 400			
	65	223, 000	283, 500	331, 900	372, 400	389, 600	416, 900			
	66	224, 000	284, 400	332, 700	373, 100	390, 300	417, 500			
	67	225, 000	285, 300	333, 500	373, 800	391,000	418, 200			
	68	226, 100	286, 200	334, 300	374, 500	391, 700	418, 900			
	69	226, 900	287, 200	335, 200	375, 000	392, 200	419, 400			
	70	227, 700	288, 000	335, 200	375, 700	392, 200	420, 100			
	70	228, 500	288, 800	336, 600	376, 400		420, 100			
	/1	446, 500	400,000	55 <del>0</del> , 600	510, 400	ა <del>ყა, 600</del>	420, 800	l	l	

別表第1 (第2条関係)

企業職給料表 (一)

職員の 区分	職務	その級	1	級	2	級	3	級	4	級	5	級	6	級	7	級	8	級	9	級	1 0	剎
2.71	号	給	給料		給料」		給料。		給料	_	給料」		給料	月額	給料力	目額	給料。		給料。	_	給料力	_
				円		円		円		円		円		円		円		円		円		F
		1		, 600	185,			900	261,		289,			, 600	366,			, 000		700	532,	
		2		, 700	187,			800	264,		291,			, 900	368,			, 500		800	535,	
		3		, 900	189,			700	266,			800		, 200	371,			, 000		900	538,	
	4	4	139	, 000	191,	200	228,	500	268,	100	296,	100	327	, 500	374,	000	420,	, 500	476,	000	541,	ы
		5	140	, 100	192,	800	230,	200	270,	200	298,	200	329	, 800	376,	300	422	, 800	479,	000	544,	7
	(	3	141	, 200	194,	600	232,	100	272,	300	300,	500	331	, 900	378,	800	425	, 200	482,	100	547,	2
	1	7	142	, 300	196,	400	234,	000	274,	400	302,	800	334	, 100	381,	300	427	600	485,	200	549,	7
	8	3	143	, 400	198,	200	235,	800	276,	500	305,	100	336	, 300	383,	800	430	, 000	488,	300	552,	2
	ç	9	144	, 500	200,	000	237,	500	278,	600	307,	300	338	, 600	386,	400	432	, 300	491,	300	554,	. 7
	1	0	145	, 900	201,	800	239,	400	280,	700	309,	600	340	, 800	389,	100	434	600	494,	400	556,	6
	1	1	147	, 200	203,	600	241,	200	282,	800	311,	900	343	, 000	391,	800	436	900	497,	500	558,	4
	1	2	148	, 500	205,	400	243,	100	284,	900	314,	200	345	, 200	394,	500	439	, 100	500,	600	560,	3
	1	3	149	, 800	207,	000	244,	900	287,	000	316,	400	347	, 200	397,	100	441.	300	503,	600	562,	. 1
	1	4	151	, 300	208,	900	246,	800	289,	100	318,	600	349	, 300	399,	400	443	300	506,	000	563,	6
	1	5	152	, 800	210,	800	248,	600	291,	200	320,	800	351	, 400	401,	700	445	300	508,	400	565,	. 1
	1	6	154	, 400	212,	700	250,	400	293,	300	323,	000	353	, 500	404,	100	447	, 300	510,	800	566,	6
	1	7	155	, 700	214,	600	252,	200	295,	400	325,	200	355	, 500	406,	400	449	300	513,	300	568,	. 1
	1	8	157	, 200	216,	500	254,	200	297,	500	327,	300	357	, 500	408,	500	451	, 100	514,	800	569,	3
	1	9	158	, 700	218,	400	256,	200	299,	600	329,	400	359	, 500	410,	600	452	900	516,	300	570,	5
	2	0	160	, 200	220,	300	258,	200	301,	700	331,	400	361	, 400	412,	700	454	, 700	517,	800	571,	7
	2	1	161	, 600	222,	000	260,	100	303,	800	333,	500	363	, 500	414,	800	456	, 500	519,	000	572,	9
	2	2	164	, 300	223,	900	262,	000	305,	900	335,	600	365	, 400	416,	800	458	,000	520,	500		
	2	3	166	, 900	225,	800	263,	900	308,	000	337,	700	367	, 400	418,	800	459	, 500	522,	000		
	2	4	169	, 500	227,	700	265,	700	310,	100	339,	800	369	, 400	420,	800	461	, 000	523,	500		
	2	5	172	, 200	229,	300	267,	700	312,	100	341,	500	371	, 500	422,	900	462	, 500	524,	800		
	2	6	173	, 900	231,	100	269,	600	314,	200	343,	500	373	, 500	424,	500	463	900	526,	000		
	2	7	175	, 600	232,	800	271,	500	316,	300	345,	500	375	, 500	426,	100	465	, 300	527,	200		
	2	8	177	, 300	234,	600	273,	400	318,	400	347,	500	377	, 500	427,	700	466	, 600	528,	400		
	2	9	178	, 800	236,	100	275,	300	320,	400	349,	400	379	, 500	429,	400	467	, 800	529,	600		
	3	0	180	, 600	237,	600	277,	200	322,	500	351,	300	381	, 400	430,	700	468	600	530,	500		
	3	1	182	, 400	239,	100	279,	100	324,	600	353,	200	383	, 300	432,	000	469	400	531,	400		
	3	2	184	, 200	240,	600	281,	000	326,	700	355,	100	385	, 100	433,	300	470	, 200	532,	300		
	3	3	185	, 800	242,	100	282,	700	328,	400	357,	000	386	, 900	434,	600	471	, 000	533,	100		
	3	4	187	, 300	243,	600	284,	600	330,	400	358,	800	388	, 600	435,	900	471	, 800	534,	000		
	3	5	188	, 800	245,	100	286,	500	332,	500	360,	600	390	, 300	437,	200	472	600	534,	900		

	108		303, 600	354, 200							
	100		000 000	054 700							
	109		303, 800								
	110		304, 200								
	111		304, 600								
	112		305, 000	355, 900							
	113		305, 200	356, 400							
	114		305, 600								
	115		306,000								
	116		306, 400								
	117		306, 600								
	118		306, 900								
	119		307, 200								
	120		307, 500								
			*								
	121		307, 900								
	122		308, 200								
	123		308, 500								
	124		308, 800								
	121		500,000								
	125		309, 200								
	120		505, 200								
再任用		100 000	014 000	050 400	070 700	004 000	000 000	000 000	007 000	440.000	500 000
職員		186, 300	214, 000	258, 400	278, 700	294, 300	320, 300	363, 000	397, 300	449, 600	532, 000
備考	この表け	A Mic with CA sto	.表(二)(	- 44 July 44 -	We make and a	2	- mile - 1	ode mil 1 oz	ただ!!!	章 9 冬 の 3	Ti sikhte . a

備考 この表は、企業職給料表(二)の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の3及び第13 条に規定する職員を除く。

72	229, 300	289, 600	337, 300	377, 100	394, 300	421, 500		
73	230, 100	290, 400	337, 800	377, 600	394, 800	422,000		
74	230, 800	290, 900	338, 400	378, 300	395, 500	422, 700		
75	231, 500	291, 400	339, 000	379, 000	396, 200	423, 400		
76	232, 200	291, 900	339, 600	379, 700	396, 900	424, 100		
10	232, 200	231, 300	559, 000	319, 100	390, 900	424, 100		
77	233, 000	292, 300	340,000	380, 200	397, 300	424, 600		
78	233, 800	292, 700	340, 500	380, 800	398, 000			
79	234, 600	293, 100	341,000	381, 400	398, 700			
80	235, 400	293, 500	341, 500	382,000	399, 400			
81	236, 100	293, 800	342, 000	382, 700	399, 900			
82	236, 800	294, 200	342, 500	383, 300	400, 600			
83	237, 500	294, 200	343, 000	383, 900	400, 600			
84								
04	238, 200	295, 000	343, 500	384, 500	402, 000			
85	239, 000	295, 300	344, 000	385, 100	402, 500			
86	239, 700	295, 700	344, 500	385, 700				
87	240, 400	296, 100	345,000	386, 300				
88	241, 100	296, 500	345, 500	386, 900				
89	241, 900	296, 800	345, 900	387, 600				
90	242, 400	297, 200	346, 400	388, 200				
91	242, 900	297, 600	346, 900	388, 800				
92	243, 400	298, 000	347, 400	389, 400				
93	243, 700	298, 200	347, 700	390, 100				
94		298, 600	348, 200					
95		299, 000	348, 700					
96		299, 400	349, 200					
97		299, 600	349, 500					
98		300, 000	350, 000					
99		300, 400	350, 500					
100		300, 800	351,000					
101		301, 000	351, 300					
102		301, 400	351, 700					
102		301, 400	352, 100					
103		302, 200	352, 500					
101		_ 02, 200	,					
105		302, 400	353, 000					
106		302, 800	353, 400					
107		303, 200	353, 800					

42 173,900 201,600 264,000 299,100 346,300 43 175,300 203,100 265,900 300,800 348,200 44 267,900 176,700 204,600 302,500 350,100 45 178,500 206,100 269,800 304,200 352,000 271,700 180,000 207,700 305,900 353,600 46 273,500 47 181,500 209,300 307,600 355,200 48 183,000 210,900 275,300 309,300 356,800 49 184,500 212,300 277,100 310,600 358,500 50 185,700 214,000 278,900 312,200 359,700 51 187,000 215,700 280,700 313,800 360,900 52 188,300 217,400 282,500 315,400 362,000 再任用 53 189,700 218,900 284,200 317,100 363,000 職員以 54 190,800 220,100 285,900 318,700 364,100 外の職 55 192,000 221,300 287,600 320,300 365,100 56 222,500 193,200 289,200 321,900 366,200 223,800 57 194,400 290,800 323,400 367,100 58 195,600 225,400 292,400 324,600 367,800 59 196,700 227,000 294,000 325,800 368,500 60 197,800 228,600 295,500 327,000 369,200 230,300 297,000 369,800 61 198,800 328,100 62 200,000 231,800 298,300 329,100 370,500 63 201,200 233,300 299,700 330,000 371,200 64 234,800 371,900 202,400 301,100 331,000 65 203,600 236,200 302,500 331,900 372,400 66 204,900 237,600 303,900 332,700 373,100 67 206,200 239,000 305,300 333,500 373,800 68 207,500 240,400 306,700 334,300 374,500 69 308,000 335,200 208,800 241,700 375,000 70 309,300 210,100 243,100 335,900 375,700 310,400 71 211,400 244,500 336,600 376,400 72 212,700 245,900 311,500 337,300 377,100 73 213,600 247,300 312,600 337,800 377,600 74 215,000 248,700 313,600 338,400 378,300 75 216,300 250,100 314,700 339,000 379,000 76 251,500 315,800 339,600 217,700 379,700 77 218,800 252,700 316,900 340,000 380,200 78 254,000 318,000 340,500 380,800 79 255,300 318,800 341,000 381,400 80 256,600 319,600 341,500 382,000 81 258,300 320,400 342,000 382,700 82 260,000 321,100 342,500 383,300 83 261,700 321,700 343,000 383,900 84 263,400 322,300 343,500 384,500

別表第2(第2条関係)

企業職給料表(二)

員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
		,	,	,	,	,
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8					
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
		100.000	150.000	000 100	005 500	050 000
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	10	100,100	101,000	211,000	200,100	230,000
	17	137,200	165 900	219,800	252,200	295,400
			165,800			
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
		,	,	,	,	,
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	20	151,200	105,000	259,100	213,400	310,400
	00	150,000	104 500	040.000	975 900	220 400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,400
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,400
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,500
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,600
		101,000	101,100	202,000	200,100	001,000
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,500
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,500
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,500
	40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,500
	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400

Ī	85		265,000	322,800	344,000	385,100
	86		266,700	323,300	344,500	385,700
	87		268,400	323,800	345,000	386,300
	88		270,200	324,300	345,500	386,900
			,	,	,	,
	89		272,000	324,800	345,900	387,600
	90		273,800	325,300	346,400	388,200
	91		275,600	325,600	346,900	388,800
	92		277,400	325,900	347,400	389,400
	93		070 000	206 200	247 700	200 100
	93		279,200 281,100	326,200 326,500	347,700 348,200	390,100
	95		283,000	326,800	348,700	
	96		284,900	327,100	349,200	
			201,500	021,100	010,200	
	97		286,200	327,400	349,500	
	98		287,800	327,700	350,000	
	99		289,300		350,500	
	100		290,800		351,000	
	101		000 000		051 000	
	101 102		292,300		351,300	
	102		293,600 294,900		351,700 352,100	
	103		294,900		352,100	
	101		230,200		332,300	
	105		297,500		353,000	
	106		298,500		353,400	
	107		299,400		353,800	
	108		300,300		354,200	
	109		301,200		254 700	
	110		301,200		354,700 355,100	
	110		302,600		355,500	
	112		303,300		355,900	
			000,000		000,000	
	113		303,800		356,400	
	114		304,400			
	115		305,000			
	116		305,700			
	117		306,400			
再任用	111	192,200	203,500	214,000	258,400	278,700
職員		134,400	403,300	414,000	200,400	210,100

(埼玉県企業職員給与規程  $\mathcal{O}$ 一部を改正する規程  $\mathcal{O}$ 一部改正)

第二条 業管理規程第四号) 埼玉県企業職員給与規程 の一部を次のように改正する。 の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県公営企

う。 三」に改める。 め、 を受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるも 附則第八項中 ) を 除 「(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に )」を削 「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十 り 「百分の 九十九・ を「百分の 掲げる給 ·一 月 九十九 料表 日 のをい  $\mathcal{O}$ 適用 五 改

附則別表第四を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2  $\mathcal{O}$ 者が た職 この 液施行日 員及び別に定め 規 程 位の施行の にお 11 て職務 日 るこれ (以下  $\mathcal{O}$ 級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡 に準ずる職員 施行 日 لح の施行 V う。 日に 前 おける号給に に 職務  $\mathcal{O}$ 級 を異 9 11 12 T は、 て異動 そ

### 附則別表

則別表		
給料表	職務の級	号給
	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
企業職給料表 (一)	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
	1級	1号給から77号給まで
	2級	1号給から112号給まで
企業職給料表 (二)	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで

、職員が受けていた号給等の基礎

3

て定め 11 た 号 前 項 5  $\mathcal{O}$ 規定 れ は、 た ŧ 第  $\mathcal{O}$ 適  $\mathcal{O}$ 用 条 で な  $\mathcal{O}$ に 規定 け 0 n 1 ば て な ょ は 5 る な 改 職 正前 *\*\ 員 が 属  $\mathcal{O}$ 埼 玉 7 県 11 企 た 業職 職 務 員  $\mathcal{O}$ (給与 級 及 規 び 程 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定 者 が 受 に け 従 7 0

平成二十二年 + 月 に支給する期末手 当 に 関 す る 特 例 措 置

4

第 規 則 等 受 二 号) は  $\mathcal{O}$ 給与 埼玉 程 别  $\mathcal{O}$ け る 八 とす 項  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 県  $\mathcal{O}$ 部 は 附 に カコ ?ら第十 を改 企 部 職 員 則 関  $\neg$ 業職員給与規程第十四条の規定によ を改 務 で 第 す 正 る  $\mathcal{O}$ あ 兀 条 正 級 す 項 0 項ま す る規 てそ 例 欄 埼  $\mathcal{O}$ 規定 等 る 及 玉 で 規 程 び 県  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 0 号 程 職 企  $\mathcal{O}$ \_ 規定による給料を支給される職員を除 平 業職 務 適 用 給欄 部を改正 伞 成二十二年  $\mathcal{O}$ 成 に 級 員 に . 掲げ (給与 十八年 及 2 する条 び V 号給 る 規 て -埼 玉 · 埼 程 ŧ は 玉 が 例  $\mathcal{O}$ 別 県 県 で そ 表 同 (平成二十二年埼 り 公営企 あ 公 れ 第 項第 その るも 営企 ぞれ 若 一号 例 業管 業管  $\mathcal{O}$ 埼 に 玉 中 < へ 埼 よることとされ 理規 理規 県 企 は 玉 別 程 県 程 業 玉県 表 < 企 第 職 第 若 第四号) 業 員 飛員給 · 九 号) 給  $\mathcal{O}$ 例 若 与規程 適 は 第 る し 附 用 職 与 附 則 を لح

5

前三項に定めるも

 $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 

ほ

か

の規程の施行に関し

必

要な事項

は

別

に

定め

る。

ことが 上 必 要と で きる 8 5 れ る 限 度 12 お 11 て 別 に 定 8 るところ に ょ り 必 要な 調 整を行 う

#### 別表第一(第二条関係)

(主)(全)(神经)(主

σĺ	職務の級	1	and a		2	鋷	3	鋷	4	鋷	5	and a	6	鋷	7	級	8	鋷	9	鋷	10	<b>\$</b> ]
*	号輪	給料	日本	5 5	含赵	月額	給料	日婚	\$6 ±3	月額	給料	日婚	給料	日婚	\$6 <b>\$</b> 3	月額	\$6 £3	月額	給料	日婚	給料。	日宝
+	- 10	***		9		H		円	1011	円	1011	円	10.11	円	10.11	円	1011	H	10,11	H	1011	F
	1	13	5,60	- 1	185	,800	222	2,900	261	1,900	289	,200	320	,600	361	3,200	41:	3,000	466	,700	532	
ı	2		6,70			,600		1,800		4,000	2007/20	,500	225.75	,900		3,800		5,500		,800	535	
l	3	2000	7,90			,400		3,700		B,000		,800		,200	2000	,400	10000	3,000	N. S. C. S.	,900	538	
	4		9,00			,200		3,500		8,100		,100		,500		1,000		,500	100	,000		
	5	14	0,10	n	199	,800	230	,200	271	0,200	298	,200	329	,800	376	3,300	423	2,800	479	,000	544	7
l	6		1,20			,600		2,100		2,300		,500	11/2/201	,900		3,800		5,200		,100		
l	7		2,30			,400	300000	1,000	3-176	4,400		,800		,100		,300		7,600		,200		
	8		3,40	- 1		,200		5,800		B,500		,100		,300		8,800		,000		,300	552	
	9	1.6	4,50	10	900	,000	995	7,500	976	8,600	905	,300	990	,600	900	3,400	494	2,300	491	,300	554	7
ı	10		5,90			,800		9,400		0,700		,600		,800		9,100		1,600		,400		
ı	11		5,30 7,20	- 1		,600		,200		0,700 2,800		,900		,000		,,100 1,800		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,500		
	12	23.00	8,50	26		,400	20000	3,100	0.0000	1,900 1,900	250000	,200		,200		1,500		9,100	22,755	,600	300000	
		77																			500	
l	13		9,80	- 1		,000		1,900		7,000		,400		,200		7,100		,300		,600		
ı	14	3353	1,30			,900	2000	3,800	7/2010	9,100	2000	,600	35000	,300	24.35	9,400	12330	3,300	5/0/8	,000	10000	
ı	15	2000	2,80			,800	000000	3,600	25.000	1,200	50000	,800	(364393)	,400	200	,700	99330	5,300		,400		
	16	15	4,40	וייי	212	,700	250	,400	293	3,300	323	,000	353	,500	404	1,100	44	7,300	511	,800	566	, 6
l	17	15	5,70	00	214	,600	252	2,200	298	5,400	325	,200	355	,500	408	3,400	44:	9,800	518	, 300	568	, 1
l	18	15	7,20	00	216	,500	254	1,200	291	7,500	327	,300	357	,500	401	3,500	451	,100	514	,800	569	, ;
l	19	15	8,70	00	218	,400	256	3,200	299	9,600	329	,400	359	,500	411	0,600	453	2,900	516	,300	570	, Ę
	20	16	0,20	00	220	,300	258	3,200	301	1,700	331	,400	361	,400	41:	2,700	454	1,700	517	,800	571	, 7
	21	16	1,60	00	222	,000	260	,100	30:	3,800	333	,500	363	,500	414	1,800	456	3,500	519	,000	572	, 9
ı	22	16	4,30	00	223	,900	262	2,000	308	5,900	335	,600	365	,400	416	3,800	451	3,000	520	,500		
ı	23	16	6,90	00	225	,800	268	3,900	308	8,000	337	,700	367	,400	411	3,800	455	9,500	522	,000		
	24	16	9,50	00	227	,700	265	5,700	310	0,100	339	,800	369	,400	421	,800	461	,000	528	,500		
	25	17	2,20	00	229	,300	267	7,700	31:	2,100	341	,500	371	,500	423	2,900	463	2,500	524	,800		
	26		3,90			,100		9,600		4,200		,500		,500		1,500		8,900		,000		
	27	17	5,60	00	232	,800	271	,500	316	8,300	345	,500	375	,500	428	3,100	468	5,300	527	,200		
	28	17	7,30	00	234	,600	278	3,400	318	8,400	347	,500	377	,500	42	7,700	466	3,600	528	,400		
	29	17	8,80	00	236	,100	275	5,300	321	0,400	349	,400	379	,500	425	9,400	46	7,800	529	,600		
	30		0,60	- 1		,600		7,200		2,500		,300		,400		700		3,600		,500		
	31	2503	2,40	201		,100	120/00	,100	2500	4,600	200	,200	35077C	,300	19.0%	2,000	2977	,400	5003	,400		
	32	18	4,20	00	240	,600	281	,000	328	8,700		,100		,100	433	3,300		,200		,300		
	33	18	5,80	10	949	,100	285	2,700	321	8,400	355	,000	388	,900	484	1,600	471	,000	599	,100		
	34	53.00	7,30	26		,600		1,600	25.50	0,400	25275	,800		,600	10000	,,000 5,900	2230	,800	3004	,000		
	35		8,80			,100	000000	,500 3,500	1993	2,500		,600		,300		7,200		2,600		,900		
	36	1866	0,30			,700	70.90	3,400	35.00	4,600	1000	,300	08/50	,000	233	3,400	200	3,400	7788	,800		
	9.7	١.,			940	000	900	100	900	9 E00	90.	900	900	200	400		400		F00	200		
	37	1600	1,60			,000	00000	,100	1000	B,500	2555	,200		,700	200	9,700	200	1,200	26000	,700		
	38	200	2,90	23		,600	33250	,900	25.50	8,500	8.5%	,600	58729	,900	8.23	,600	320	5,000	938	,600		
	39		4,20			,200		3,700		0,500		,100		,100		,500		5,800		,500		
- [	40	19	5,50	101	252	,800	295	5,500	347	2,500	368	,600	397	,300	443	2,400	471	3,600	588	,400		

別表第一及び別表第二を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

# 規

程

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程の一部改正)

条 埼玉県病院局職員給与規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)

第

一部を次のように改正する。

の

第二条の二の表を次のように改める。

再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000
	125		309,200	:		s		:			
	124		308,800								
	123		308,500								
	122		308,200								
	121		307,900								
	20,000										
	120		307,500								
	119		307,200								
	118		306,900								
	117		306,600								
	110		000,400								
	116		306,400								
	114 115		306,000								
	113		305,200 305,600	496,4UU							
	119		905 900	356,400							
	112		305,000	355,900							
	111		304,600	855,500							
	110		304,200	855,100							
	109		303,800	354,700							
	108		303,600	354,200							
	107		303,200	353,800							
	106		302,800	353,400							
	105		302,400	858,000							
	104		302,200	352,500							
	103		301,800	352,100							
	102		301,400	351,700							
	101		301,000	351,300							
	100		300,800	351,000							
	99		300,400	350,500							
	98		300,000	850,000							
	97		299,600	849,500							
	96		299,400	349,200							
	95		299,000	348,700							
	94	240,700	298,600	348,200	990,100						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	91	242,900	297,600		388,800						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	200	200 200	Die Die	100000000000000000000000000000000000000							
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	20		1		

備考	この表は、	他の給料表	の適用を受	けないす	べての職員	に適用する	ただし、	第2条の2、	第2条の3及び	第23条に
規	定する職員	を除く。								

4	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
	***	200,000	200,100	002,000	000,100	010,100	102,000	110,000	1,0,,00		
	45	202,000	259,700	304,200	852,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	,		
	47	80,000,000,000	262,500	307,600		376,500	404,400	448,000			
	2000	204,600		7.77.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11	355,200	100000000000000000000000000000000000000		DATE VICTORIAN			
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
	400	907 100	995 999	010 000	950 500	900 400	405 000	440 400			
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800			
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400			
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
		CIATULATION	7.300 AC 0.500 CO 00				Vital Company				
再任	£用 61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
聯員	以 62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	- 50			
外の		221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700				
員	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400				
	1	/									
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900				
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500				
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200				
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900				
	""	220,100	200,200	004,000	014,000	001,100	410,000				
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400				
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100				
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800				
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	420,500				
	12	220,000	200,000	007,000	8//,100	aa4,auu	421,000				
	78	280,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
		100		200	302	100	303				
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
			88	200	3.0	138	424,600				
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
	80	285,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
	81	286,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
					, , , ,						

	88	20	20	100	8	
	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400
	42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,300
	43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,200
	44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,100
	45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,000
	46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,600
	47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,200
	48	183,000	210,900	275,300	309,300	356,800
	49	184,500	212,300	277,100	310,600	358,500
	50	185,700	214,000	278,900	312,200	359,700
	51	187,000	215,700	280,700	313,800	360,900
	52	188,300	217,400	282,500	315,400	362,000
任用	53	189,700	218,900	284,200	317,100	363,000
類以	54	190,800	220,100	285,900	318,700	364,100
の職	55	192,000	221,300	287,600	320,300	365,100
1	56	193,200	222,500	289,200	321,900	366,200
	57	194,400	223,800	290,800	323,400	367,100
	58	195,600	225,400	292,400	324,600	367,800
	59	196,700	227,000	294,000	325,800	368,500
	60	197,800	228,600	295,500	327,000	369,200
	61	198,800	230,300	297,000	328,100	369,800
	62	200,000	231,800	298,300	329,100	370,500
	63	201,200	233,300	299,700	330,000	371,200
	64	202,400	234,800	301,100	331,000	371,900
	65	203,600	236,200	302,500	331,900	372,400
	66	204,900	237,600	303,900	332,700	373,100
	67	206,200	239,000	305,300	333,500	373,800
	68	207,500	240,400	306,700	334,300	374,500
	69	208,800	241,700	308,000	335,200	375,000
	70	210,100	243,100	309,300	335,900	375,700
	71	211,400	244,500	310,400	336,600	376,400
	72	212,700	245,900	311,500	337,300	377,100
	73	213,600	247,300	312,600	337,800	377,600
- 1	74	215,000	248,700	313,600	338,400	378,300
	75	216,300	250,100	314,700	339,000	379,000
	76	217,700	251,500	315,800	339,600	379,700
	77	218,800	252,700	316,900	340,000	380,200
	78	Prince Control (Control	254,000	318,000	340,500	380,800
	79		255,300	318,800	341,000	381,400
	80		256,600	319,600	341,500	382,000

口 病院企業職給料表 (二)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,50
	9	129,200	152,600	206,100	287,500	278,60
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,70
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,80
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,90
		100 100	150.000	010 000	044.000	908.00
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,00
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,10
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,20
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,30
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,40
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,50
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,60
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,70
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,80
	22	143,100	178,900	229,300	262,000	305,90
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,00
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,10
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,10
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,20
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,30
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,40
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,40
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,50
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,60
	32	157,100	188,300	245,500 245,100	281,000	324,60 326,70
	99	150.000	100.000	946 800	909 700	990 40
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,40
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,40
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,50
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,60
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,50
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,50
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,50
	40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,50

#### 別表第二 (第二条関係)

#### 病院研究職給料表

裁員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	F
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,30
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,20
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,10
	4	189,100	192,300	283,200	338,600	400,90
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,30
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,10
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,9
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,6
	9	145,200	203,800	296,800	849,000	414,3
	10	146,900	206,100	299,600	851,100	417,1
	11	148,500	208,400	302,400	858,200	419,9
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,7
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,6
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,4
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,2
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,0
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,9
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,6
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,4
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,2
	21	167,800	233,800	328,100	878,100	448,1
	22	170,200	236,600	330,200	875,100	450.8
	23	172,500	239.400	332,200	377,100	453.5
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,2
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,0
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,6
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,2
	28	183,200	258,200	342,200	386,400	466,7
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,3
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,9
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,5
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,1
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,4
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,8
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,4
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,9
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,5
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,0
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,5
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,0

職員		192,200	203,500	214,000	258,400	278,700
再任用	111	109 900		914 000	950 400	900 000
	117		306,400			
	116		305,700			
	115		305,000			
	114		304,400		46	
	113		303,800		356,400	
	11.5		000,000		000,000	
	111		303,300		355,900	
	111		302,600		355,500	
	109 110	1	301,200 301,900		354,700 355,100	
	100		901 900		954 700	
	108		300,300		354,200	
	107		299,400		353,800	
	106		298,500		353,400	
	105		297,500		353,000	
			925		400	
	104		296,200		352,500	
	103	1	294,900		352,100	
	102		293,600		351,700	
	101		292,300		351,300	
	100		200,000		001,000	
	100		289,800		351,000	
	98 99		287,800 289,300	327,700	350,000 350,500	
	97		286,200	327,400	349,500	
	0.7		909 900	997 400	940 500	
	96		284,900	327,100	349,200	
	95		288,000	326,800	348,700	
	94		281,100	326,500	348,200	
	93		279,200	326,200	347,700	390,10
	80774		F-8000 TROBUSES	300000000000000000000000000000000000000		
	92		277,400	325,900	347,400	389,40
	91	1	275,600	325,600	346,900	388,80
	90		273,800	325,300	346,400	388,20
	89		272,000	324,800	345,900	387,60
	""		270,200	324,300	040,000	900,90
	88		270,200	324,300	345,500	386,90
	86 87		266,700 268,400	323,300 323,800	344,500 345,000	385,70 386,30
	85		265,000	322,800	344,000	385,10
	84		263,400	322,300	343,500	384,50
	83		261,700	321,700	343,000	383,90
	82		260,000	321,100	342,500	383,30
	1 1	II.	258,300			

備考 この表は、技能職員に適用する。

職員	アルカン 海道	ACT OF THE PARTY O	This is a		I Alfordate to Guide totale	
再任用		216,300	262,000	288,000	331,400	891,600
	121	303,400	351,100			6
	120	808,100	350,500			
	119	802,700	350,000			
	118	302,300	349,500			
	117	301,900	349,000			
	110	501,000	010,400			
	116	301,100 301,500	348,400			
	114	300,700	347,400 347,900			
	114	300,300	347,400			
	113	300,300	346,900			
	112	299,900	346,300			
	111	299,500	345,800			
	110	299,100	345,300			
	109	298,700	344,800			
		200 000,000 000 000000	97.6. 1284-1287-1-7-128-128-1-7-1-1-1			
	108	298,200	344,200			
	107	297,700	343,700			
	106	297,200	343,200			
	105	296,700	342,700			
	V-0.00000					
	104	295,900	342,100			
	108	295,200	341,600			
	102	294,500	341,100			
	101	293,800	340,600			
	100	292,900	340,000			
	99	292,000	339,500			
	98	291,100	339,000			
	97	290,200	338,500			
	0.0	000	000 ===			
	96	289,600	337,900			
	95	288,600	337,400			
	94	287,600	336,900			
	93	286,600	336,400			
	Some	Designation and	200000			
	92	285,500	336,000			
	91	284,300	335,400			
	90	283,100	334,800			
	89	281,900	334,200	404,900		
	88	280,800	333,800	404,300		
	87	279,500	333,200	403,600		
	86	278,200	332,600	402,900		
	85	276,900	332,000	402,200		
	10.51	3733,6363	20058550	10.303.603.60		
	84	275,700	331,100	401,600		
	83	274,400	330,300	400,200		
	82	273,100	329,600	400,200		
	81	271,800	328,800	399,500	1	

職員		216,800	262,000	288,000	331,400	391,600
				に勤務し、専門的和	4学知識と創意等をも	つって試験研究又は調
查	研究の業務に従事	事する職員に適用す.	る。ただし、病院医	療職給料表(一)のi	箇用を受ける職員を除	â<.

	201 11	ave eval			222 2221	
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,60
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,20
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,50
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,60
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,20
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,80
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,40
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,10
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,60
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,00
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,50
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,80
	54	282,700	298,700	878,000	429,400	522,00
	55	234,700	800,000	379,100	430,800	523,20
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,40
	57	288,400	302,400	381,100	433,400	525,60
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,60
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,60
事任用 截負以	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,60
外の職	61	244,100	807,100	384,500	438,700	529,70
1	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,60
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,50
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,40
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,30
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,20
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,10
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,00
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,00
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,90
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,80
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,70
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,70
	74	262,600	321,400	394,600	450,300	
	75	264,000	322,500	395,300	451,200	
	76	265,400	323,600	396,000	452,100	
	77	266,500	324,700	396,800	452,800	
	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		
	80	270,400	327,700	398,800		

188	1 1	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
40										
40		39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
42		40	201,400	241,200			358,700	401,700	447,700	
42			00.00.00.00000	500000000000000000000000000000000000000	0.5105,05,05	>2000000000000000000000000000000000000	5/80 500004846000	V.0001111111111111111111111111111111111		
43		41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
44		42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
### 15		43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
48		44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
48										
47				200000000000000000000000000000000000000	5257-857-857-558			2500 S.C. C.C.		
48   210,800   253,400   291,800   323,100   389,000   407,900   453,700     49   211,900   256,400   295,000   325,900   371,200   408,700   454,800     50   212,900   256,400   295,000   325,900   371,200   409,400   455,100     51   213,900   257,800   238,800   327,200   372,200   410,100   455,300     52   214,900   253,200   298,200   328,500   373,200   410,800   456,700     53   215,700   280,500   299,800   329,800   374,900   411,500   457,800     54   218,700   281,900   301,100   330,800   374,900   412,200     55   217,800   283,300   302,800   331,700   375,800   412,300     55   217,800   284,700   304,100   332,800   376,700   413,600     陳月以			200000000000000000000000000000000000000		200000-00000	2000 0000000000000000000000000000000000		A. S. S. S. S. S. S. S. S. S.		
49					263 263			N 00 000 000 000 000 000 000 000 000 00		
50		48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
50		200								
51										
52			(2) SERVE (10) SERVE	Carlotte and Control	5000 5000			36555 . 36369.		
53				187	600				188	
再任用 54 218,700 281,800 301,100 330,800 374,800 412,200 375,800 412,200 375,800 412,300 第月次 55 218,800 284,700 304,100 332,800 375,800 412,300 412,800 第月次 57 219,500 285,800 305,500 338,800 377,500 414,000 59 221,300 285,700 308,800 334,800 378,300 414,300 415,800 80 222,200 288,700 308,800 334,800 378,300 414,300 415,800 80 222,200 288,700 309,500 388,800 379,300 416,800 416,800 80 222,200 288,700 309,500 388,800 379,300 416,800 416,800 80 222,200 270,800 310,800 379,400 381,200 417,400 83 225,200 273,400 313,400 383,800 381,300 418,100 84 226,300 274,700 314,700 338,500 382,800 418,800 86 227,900 277,000 316,300 340,300 382,800 418,800 86 227,900 279,200 318,500 340,300 383,200 418,800 86 227,900 279,200 318,500 340,300 385,800 328,800 418,800 86 223,700 279,200 318,500 342,300 385,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 321,800 344,800 387,000 72 232,500 238,800 321,800 344,800 387,000 72 232,500 238,800 321,800 344,800 387,000 72 232,300 285,500 323,200 344,800 388,400 71 231,800 285,500 323,200 344,800 387,000 75 224,400 285,500 323,200 344,800 387,000 75 224,400 285,500 323,200 346,500 383,500		92	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
再任用 54 218,700 281,800 301,100 330,800 374,800 412,200 375,800 412,200 375,800 412,300 第月次 55 218,800 284,700 304,100 332,800 375,800 412,300 412,800 第月次 57 219,500 285,800 305,500 338,800 377,500 414,000 59 221,300 285,700 308,800 334,800 378,300 414,300 415,800 80 222,200 288,700 308,800 334,800 378,300 414,300 415,800 80 222,200 288,700 309,500 388,800 379,300 416,800 416,800 80 222,200 288,700 309,500 388,800 379,300 416,800 416,800 80 222,200 270,800 310,800 379,400 381,200 417,400 83 225,200 273,400 313,400 383,800 381,300 418,100 84 226,300 274,700 314,700 338,500 382,800 418,800 86 227,900 277,000 316,300 340,300 382,800 418,800 86 227,900 279,200 318,500 340,300 383,200 418,800 86 227,900 279,200 318,500 340,300 385,800 328,800 418,800 86 223,700 279,200 318,500 342,300 385,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 385,800 70 231,100 281,400 321,800 344,800 387,000 72 232,500 238,800 321,800 344,800 387,000 72 232,500 238,800 321,800 344,800 387,000 72 232,300 285,500 323,200 344,800 388,400 71 231,800 285,500 323,200 344,800 387,000 75 224,400 285,500 323,200 344,800 387,000 75 224,400 285,500 323,200 346,500 383,500		E9	915 700	200 500	900 800	990 000	974 000	411 500	457 900	
再任用 55 217,800 283,800 302,800 331,700 375,800 412,900 再任用 56 218,800 284,700 304,100 332,800 376,700 413,800 職員以 外の職 57 213,500 285,800 305,500 333,800 377,500 414,200 382,800 80 222,400 287,100 308,800 334,800 378,300 414,300 415,800 80 222,200 283,700 309,500 383,800 373,100 415,800 416,800 80 222,200 270,800 310,800 387,400 381,000 416,800 82 224,200 270,800 312,100 338,400 381,900 418,300 82 225,200 273,400 312,100 338,300 381,200 417,400 83 225,200 273,400 314,700 338,500 382,800 418,800 841,800 8			12,000,000,000	Carrier Section 1	2607 3000	200000000000000000000000000000000000000	200000000000000000000000000000000000000	33.555 25663	407,000	
再任用 56 218.600 284.700 304.100 332.800 376.700 413.600 機関以大 外の職 57 213.500 265.800 305.500 333.600 377.500 414.200 58 221.300 268.400 308.100 335.600 379.300 414.300 60 222.200 289.700 309.500 338.600 379.300 416.300 60 222.200 289.700 309.500 386.600 379.300 416.300 60 222.200 270.800 310.800 379.300 416.800 62 224.200 272.100 312.100 338.100 381.200 417.400 63 225.200 273.400 313.400 338.800 381.300 418.100 64 226.300 274.700 314.700 339.500 382.600 418.800 418.800 66 227.300 274.700 314.700 339.500 383.200 418.800 418.800 66 227.300 279.200 316.900 340.300 383.900 418.800 68 229.800 279.200 318.500 340.300 383.800 381.800 419.300 66 227.300 279.200 316.900 340.900 383.800 385.800 67 228.800 279.200 318.500 342.300 385.800 70 231.100 281.400 320.200 343.600 385.800 70 231.000 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 321.000 344.200 387.000 72 232.300 282.500 322.800 345.800 383.300 74 234.100 285.200 328.200 345.800 383.300 74 234.100 285.200 328.200 345.800 383.300 75 224.300 285.300 322.800 346.500 383.300										
職員以 外の職 57	重任用				10.000000000000000000000000000000000000					
外の職 57 213,500 285,800 305,500 333,800 377,500 414,200 385,800 584,800 378,300 414,300 415,800 800 222,200 288,700 308,100 385,800 379,300 414,300 415,800 800 222,200 288,700 309,500 386,800 379,300 418,300 418,300 800 800 800 800 800 800 800 800 800			210,000	201,100	001,100	002,000	010,100	110,000		
58		57	219,500	265,800	305.500	333,600	377.500	414.200		
59         221,300         288,400         308,100         335,800         379,100         415,800           60         222,200         289,700         309,500         388,800         379,300         416,300           61         223,200         270,800         310,800         387,400         380,500         416,800           62         224,200         272,100         312,100         381,200         417,400           63         225,200         273,400         313,400         338,800         381,800         418,100           64         226,300         274,700         314,700         339,500         382,800         419,300           65         227,000         275,900         316,100         340,200         383,200         419,300           66         227,300         277,100         316,900         341,800         384,800           67         228,800         279,200         318,500         342,300         385,800           68         229,700         279,200         318,500         342,300         385,800           70         231,100         281,400         320,200         343,800         386,400           71         231,800         282,500 <td< th=""><th>1000 100000</th><th></th><th>32</th><th>3.0</th><th></th><th>102</th><th></th><th>- 85</th><th></th><th></th></td<>	1000 100000		32	3.0		102		- 85		
61         223,200         270,800         310,800         387,400         380,500         418,800           62         224,200         272,100         312,100         381,200         417,400           63         225,200         273,400         313,400         381,800         341,800           64         226,300         274,700         314,700         383,500         382,800         418,800           65         227,000         275,900         316,100         340,200         383,200         419,300           66         227,900         277,000         316,900         340,900         383,800         383,800           67         228,800         278,100         317,700         341,800         384,800           68         223,700         279,200         318,500         342,300         385,300           69         230,400         280,300         319,400         343,800         385,300           70         231,100         281,400         320,200         343,800         386,400           71         231,800         282,500         321,800         344,800         387,600           73         232,500         283,800         322,800         345,300 <td< th=""><th>1.00</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></td<>	1.00									
62         224,200         272,100         312,100         338,100         381,200         417,400           63         225,200         273,400         313,400         338,800         381,800         418,100           64         226,300         274,700         314,700         339,500         382,800         418,800           65         227,000         275,900         316,100         340,200         383,900         419,300           66         227,900         277,000         316,900         341,800         384,800         384,800           67         228,800         279,200         318,500         342,300         385,800         385,800           68         229,700         279,200         318,400         342,300         385,800         385,800           70         231,100         280,400         320,200         343,800         388,400         37,000           71         231,800         282,500         321,800         344,200         387,000           72         232,500         283,600         321,800         344,200         387,000           73         234,100         286,200         328,200         345,800         388,300           74		60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
62         224,200         272,100         312,100         338,100         381,200         417,400           63         225,200         273,400         313,400         338,800         381,800         418,100           64         226,300         274,700         314,700         339,500         382,800         418,800           65         227,000         275,900         316,100         340,200         383,900         419,300           66         227,900         277,000         316,900         341,800         384,800         384,800           67         228,800         279,200         318,500         342,300         385,800         385,800           68         229,700         279,200         318,400         342,300         385,800         385,800           70         231,100         280,400         320,200         343,800         388,400         37,000           71         231,800         282,500         321,800         344,200         387,000           72         232,500         283,600         321,800         344,200         387,000           73         234,100         286,200         328,200         345,800         388,300           74										
63		61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
64         228,300         274,700         314,700         339,500         382,600         418,800           65         227,000         275,900         316,100         340,200         383,200         419,300           66         227,900         277,000         316,900         340,900         383,800           67         228,800         278,100         317,700         341,600         384,800           68         223,700         273,200         318,500         342,300         385,800           63         230,400         280,300         319,400         343,000         385,800           70         231,100         281,400         320,200         343,800         386,400           71         231,800         282,500         321,000         344,200         387,600           72         232,500         283,800         321,800         344,800         387,600           73         233,300         284,500         322,600         345,300         388,900           74         234,100         265,200         323,200         345,900         383,900           75         224,300         265,800         323,800         348,500         388,500		62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
65 227,000 275,800 316,100 340,200 383,200 419,300 66 227,900 277,000 316,900 340,900 383,900 67 228,800 278,100 317,700 341,600 384,600 68 229,700 279,200 318,500 342,300 385,800 69 229,100 2179,200 319,500 342,300 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,600 386,400 71 231,800 282,500 321,000 344,200 387,600 72 232,500 283,800 321,800 344,200 387,600 72 232,500 283,800 321,800 344,800 387,600 74 234,100 265,200 323,200 345,300 388,300 75 234,900 285,900 323,200 346,500 388,900 75 234,900 285,900 323,800 346,500 388,500		63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
66         227,900         277,000         316,900         340,900         383,900           67         228,800         278,100         317,700         341,800         384,800           68         223,700         279,200         318,500         342,300         385,300           69         230,400         280,300         319,400         343,000         385,800           70         231,100         281,400         320,200         343,800         388,400           71         231,800         282,500         321,000         344,200         387,000           72         232,500         233,800         321,800         344,800         387,600           73         233,300         284,500         322,200         345,300         388,300           74         224,100         285,200         323,200         345,900         388,900           75         224,900         285,900         323,800         346,500         389,500		64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800		
66         227,900         277,000         316,900         340,900         383,900           67         228,800         278,100         317,700         341,800         384,800           68         223,700         279,200         318,500         342,300         385,300           69         230,400         280,300         319,400         343,000         385,800           70         231,100         281,400         320,200         343,800         388,400           71         231,800         282,500         321,000         344,200         387,000           72         232,500         233,800         321,800         344,800         387,600           73         233,300         284,500         322,200         345,300         388,300           74         224,100         285,200         323,200         345,900         388,900           75         224,900         285,900         323,800         346,500         389,500			0.000							
67         228,800         278,100         317,700         341,600         384,600           68         229,700         279,200         318,500         342,300         385,300           69         230,400         280,300         319,400         343,000         385,800           70         231,100         281,400         320,200         343,800         388,400           71         231,800         282,500         321,000         344,200         387,600           72         232,500         283,800         321,800         344,800         387,600           73         233,300         284,500         322,600         345,300         388,900           74         234,100         285,200         323,200         345,900         389,500           75         234,900         285,900         323,200         346,500         389,500			W. S. W C.				707000000000000000000000000000000000000	419,300		
68 223,700 279,200 318,500 342,300 385,300  69 220,400 280,300 319,400 343,000 385,800  70 231,100 281,400 320,200 343,800 386,400  71 231,800 282,500 321,000 344,200 387,000  72 232,500 283,800 321,800 344,800 387,600  73 233,300 284,500 322,800 345,300 388,300  74 224,100 285,200 323,200 345,300 388,300  75 234,900 285,900 323,200 346,500 389,500					5000 5000					
89 280,400 280,300 319,400 343,000 385,800 70 231,100 281,400 320,200 343,800 386,400 71 231,800 282,500 321,000 344,200 387,000 72 232,500 283,800 321,800 344,800 387,800  73 233,300 284,500 322,800 345,300 388,300 74 234,100 285,200 323,200 345,300 388,300 75 224,900 285,300 323,800 346,500 383,500			52							
70		68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300			
70		eq	990 400	990 900	919 400	949 000	995 900			
71										
72 232,500 283,800 321,800 344,800 387,800  73 233,300 284,500 322,800 345,300 388,300  74 234,100 285,200 323,200 345,900 388,300  75 234,900 285,300 323,800 346,500 383,500				182	60	3/2	200			
78 283,300 284,500 322,800 345,800 388,800 74 284,100 285,200 323,200 345,800 388,800 75 284,900 285,800 328,800 346,500 389,500			F-800 F-30 F-31		200000000000000000000000000000000000000					
74 234,100 285,200 323,200 345,900 388,900 75 234,900 285,900 323,800 346,500 389,500		10.00.		200,000	,	,				
74 234,100 285,200 323,200 345,900 388,900 75 234,900 285,900 323,800 346,500 389,500		73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
75 234,900 285,900 323,800 346,500 389,500										
78 235,700 288,700 324,400 347,100 339,100		75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
		76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			

截負の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
区分	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,40
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,80
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,40
	13	159,300	197,600	288,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,50
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,90
	16	165,100	202,400	288,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,40
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,00
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,50
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,00
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,50
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,10
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,60
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,20
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,70
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,20
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,70
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,30
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,50
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	842,500	389,800	437,400	502,70
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,90
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,20
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,20
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,20
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,20

18	病院医療職給	料表 (三)
----	--------	--------

職員の	∖職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		円	円	円	円	円	円	F
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,40
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,10
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,80
	4	157,600	186,800	284,700	258,500	291,600	338,700	386,50
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,10
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,60
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394.10
	8	163,500	195,900	240,800	262,800	299,100	347,500	396,60
		168,800	199,300	240,800	268,700	288,100	647,800	996,60
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,90
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,20
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,60
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,00
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,40
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,60
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,8
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,0
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,1
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,3
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,5
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,7
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,7
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427.6
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,5
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	827,500	381,000	431,4
	0.5	400 500		202 500	200 200			400.0
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	488,20
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,9
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,6
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,2
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,7
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,30
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,9
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,5
		206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	440.0
	33 34	208,800	286,600	276,200	305,100	343,200	400,100	446,20 447,80
	34 35	208,100	238,600	277,700	305,100 306,700	348,200 344,800	400,100	447,8
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	401,300	445,41
	90	210,700	200,400	200,700	800,800	846,400	400,700	401,0
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,5
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,00
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,5
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,0
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,3
	42	217,900	246,800	290,000	317,800	356,100	414,700	459.2
	43	220,300	248,300	291,600	319,300	357,700	414,400	460,1
	44	221,700	249,400	293,200	(1991) (Ching) (Ch	359,300	417,700	461,0
ļ	44	441,700	448,400	486,400	020,800	999,800	417,700	461,0

一 調剤 二 栄養 三 診療	又は服薬指  管理又は栄  放射線技師	院に勤務する (導等に従事する (養指導に従事する (数据) (数是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (是) (	6薬剤師 する栄養士	掲げるものに	C適用する。				
再任用 職員		187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400	434,70
	113			339,500					
	112			339,300					
	111			338,900					
	110			338,500					
	109			338,100					
	50.00			50000000					
	108			337,900					
	107			337,500					
	106			337,100	,				
	105		298,300	336,700	359,700				
	104		298,000	336,500	359,200				
	103		297,700	336,100	358,800				
	102		297,400	335,700	358,400				
	101		297,100	335,300	358,000				
	100		296,700	335,100	357,500				
	99		296,400	334,700	357,100				
	98		296,100	334,300	356,700				
	97		295,800	333,900	356,300				
	96		295,400	333,700	355,800				
	95		295,100	333,300	355,400				
	94		294,800	332,900	355,000				
	93		294,500	332,600	354,600				
	92		294,100	332,100	354,100				
	91		293,800	331,700	353,700				
	90		293,500	331,300	353,300				
	89		293,200	330,900	352,900				
	88		292,800	330,400	352,400				
	87		292,500	330,000	352,000				
	86	355,750	292,200	329,700	351,600	01101110			
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
	82	289,000	290,500	827,700	349,900	393,900			
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
	79	287,500	288,700	326,100	348,600	392,000			
	77 78	236,300 236,900	287,500 288,100	325,100 325,600	347,600 348,100	390,800 391,400			

E 9	- 3	100	1	31		2 1		E	E 8	1 1	16		31		1	31	
				040 800	000 400					100	200.400	050.000		000 400		440.000	400.000
1 1	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800				45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400				46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000				47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600				48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100				49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	94	283,600	318,200	353,600	372,900	402,100				50	280,800	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
			200000000000000000000000000000000000000							20.00					200000000000000000000000000000000000000		1.0000000000000000000000000000000000000
	95	284,600	319,000	354,300	373,400					51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	96	285,600	319,800	355,000	373,900					52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	97	286,500	320,500	355,500	374,500					53	234,400	262,000	306,200	333,200	872,500	432,000	468,900
	98	287,300	321,200	356,000	375,000					54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
	99	288,100	321,900	356,500	375,500					55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
1 1	100	289,000	322,600	357,000	376,000					56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
		200,000	022,000	007,000	010,000						200,000	200,700	810,400	007,400	070,100	400,000	471,000
	101	289,800	323,100	357,600	376,600					57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
	102	290,600	323,700	358,100	377,100					58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
1 1	103	291,400	324,300	358,600	877,600					59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	104	292,200	324,900	359,100	378,100					60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
	104	202,200	024,000	000,100	610,100						240,000	210,100	616,000	042,000	000,400	440,000	
	105	292,900	325,300	359,700	378,700					61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
1 1	106	293,400	325,800	360,200	879,200					62	245,800	276,200	318,100	345,300	882,000	442,300	
1 1	107	293,900	326,300	360,700	379,700					63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
	108	294,400	326,800	361,200	380,200					64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
	100	284,400	826,000	861,200	800,200					04	240,400	278,200	820,700	547,800	000,000	444,100	
	109	294,900	327,300	361,700	380,800					65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
	110	295,300	327,700	362,200	381,300					66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
	111	295,700	328,100	362,700	381,800					67	252,800	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
1 1	112	296,100	328,500	363,200	382,300					68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
		800	92	22	88						880	- 88	- 10	**	- 22	305	
	113	296,500	328,900	363,700	382,900					69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
	114	296,900	329,300	364,200						70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
	115	297,300	329,700	364,700						71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
1 1	116	297,700	330,000	365,100						72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
	******	0.0000000000000000000000000000000000000	2000 0000	GARAGES AND						W-210	5-4-4-0-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2	0000 0000			***************************************		
1 1	117	298,000	330,300	365,500						73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
	118	298,400	330,700	366,000						74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
	119	298,800	331,100	366,500						75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
	120	299,200	331,500	367,000						76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
	121	999 500	991 700	367,400						77	985 100	990 100	336,500	362,200	393,000		
1 1	121	299,500	331,700		I						265,100	298,100	337,700	255	393,600		
1 1	282000	299,900	332,100	367,900						78	266,300	299,400	0.000 0.000 0.000	363,000			
	123	300,300	332,500	368,400						79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
	124	300,700	332,900	368,900						80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
	125	300,900	333,100	369,300						81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
1 1	126	301,300	333,500	111,130	I					82	271,100	304,100	342,300	365,900	895,900		
	127	301,700	333,900		I				再任用	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
	128		9000 9000		I					84		5645			220000000000000000000000000000000000000		
	140	302,100	334,300						職員以 外の職	- 04	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
	129	302,300	334,600						A DAMES	85	274,200	807,700	345,600	367,800	397,600		
	130	302,700	335,000							86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
	131	808,100	335,400		I					87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
1 1	132	303,500	335,800							88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
1 1		000,000	000,000	- 1	ı	1	1	1	1	I 88 I	211,000	011,000	040,000	000,000	000,400	- 1	1

職員 備考 こ	の表は、病院 に適用する。	288,800 私に勤務する保健	258,600 師、助産師、	266,000 看護師、准看i	278,400 護師、その他の	293,600 の職員で、保食	331,700 指導又は看護	877,500 等に従事す
再任用	169	315,800						
	168	315,400						
	167	315,100						
	166	314,800						
	165	314,500						
	104	014,100						
	164	314,100						
	163	313,800						
	162	313,500						
	161	313,200						
	160	312,800						
	159	312,500						
	158	312,200						
	157	311,900						
	156	811,500						
	155	311,200						
	154	310,900						
	153	310,600	343,600					
	152	310,200	343,300					
	151	309,900	342,900					
	150	309,600	342,500					
	149	309,300	342,100					
	148	309,100	341,800					
	147	308,700	341,400					
	146	308,300	341,000					
	145	307,900	340,600					
	144	807,700	340,300					
	143	307,300	339,900					
	142	306,900	339,500					
	141	306,500	339,100					
	140	306,300	338,800					
	139	305,900	338,400					
	138	305,500	338,000					
	137	305,100	337,600					
	136	304,900	337,300					
	135	304,500	336,900					
	134	304,100	886,500					
			336,100					

(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県病 院

を除く。)である者」を「 の する給料表の適用を受ける職員以外 受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるものをいう。) 職員(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を 九十九・五三」に改め 附則第八項中「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に、 病院医療職 (一)給料表又は給与規程第二条の三に規定 の職員」 に、 百分の九十九・七七」を「百分

附則別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 ことがで 上必要と認めら の者が施行日にお した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日に この規程の施行の日(以下「施行日」 れる ١١ 限度におい て職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との ζ 別に定めるところにより、 ۲ しし . ئ  $\overline{\phantom{a}}$ 前に職務の級を異にして異動 おける号給につ 必要な調整を行う しし ては、

(職員が受けていた号給等の基礎)

附則別表		
給料表	職務の級	号 給
	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
病院企業職給料表(一)	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
0	フ級	1号給から4号給まで
	1級	1号給から77号給まで
	2級	1号給から112号給まで
病院企業職給料表(二)	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
研究職給料表	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から4号給まで
	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
医療職給料表(二)	3級	1号給から56号給まで
25/77 400 HO 1 1 3-7 ( /	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
医療職給料表(三)	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

表若し 任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表」を「 を除く。) 管理規程第四号) 業管理規程第十一号) 埼玉県病院局職員給与規程等の 十二号) 附則第四項 職員の給与に関する条例等 つ る ١J (平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置 のは 埼玉県病院局職員給与規程の一 て定められ 埼玉県病院 た号給は、 · ° ) 若しく は 八の表の適用を受ける職員であっ 第一条の規定による改正前の 埼玉県病院局給与規程別表第一、 局職員給与規程第二十四条の規定に たものでなけ は」と、「 附則第八項から第十項までの規定に の規定の適用については、 附則別表の 医療職給料表 ħ ばならな 職務 部を改正する規程 ίĵ の級欄及び号給欄に掲げるも [ ] ) 埼玉県 同項第一号中「。) 若しくは」 を「 病院局 よりその例によることとさ 病 よる給料を支給され 院医療職給料表 職員給与規程の規定に の  $\overline{\phantom{a}}$ \_

3

項

の

規定の適用に

つい

ては、

職員が属し

τ

١١

た職

務

の級及びその者が受けて

従

一部を改正する規程(平成二十二年埼玉県病院 てその職務の級及び号給がそれぞ ( 平成十八年埼玉県病院 埼玉県病院局給与規程第 である  $\overline{\phantom{a}}$ る職員 事業 も ۲ 事

5

二条の三に規定する給料表」とする。 前二項に定めるもののほか、 の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四 この規程の施行に関し必要な事項は、 別表第二若しくは別表第三の 別に定める。 لح れ る

# 管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十九号

玉県下 水道局職 員給 与規程  $\mathcal{O}$ \_\_\_ 部 を改正 す ^る規程、 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 定  $\emptyset$ る

平成二十二年十月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加 藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

玉県下 水道局 職員給与規程 (平成二十二年埼玉県流域下 水道事業管 理規程第五

号)の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375, 000
2	424, 000
3	477, 000
4	543, 000
5	620, 000
6	724, 000
7	848, 000

附則第五項を次のように改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5

事業企 そ 八 を 月 び 条  $\mathcal{O}$ 者 生 の者 + 基 給与 額 例 成 لح が 額 平成 工業職員 号) た の受 昭 定 に +に 和 関 7 8 百 関 八 三十 支給 ける る職 きは  $\mathcal{O}$ す す 年三月三十 分 二十二年 ,る条例 適  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ する。 員を除 給与 九 給 用を受け \_ 条 年 +れ 例 料 埼玉 月額 を 九 +  $\mathcal{O}$ (昭 (昭 <u><</u> ن 切 一月 種 • が 平 類及 県条 和二十 日 五三を乗 カュ 和 ŋ 捨 カュ 2 兀 に 施行 び基 日 成 + ら施 てた 例第三十三号)、 は、 七 12 年埼 お 日 準 年条 額とする。) 八年三月三十一日において受けて 行 給料月 カュ て 1 に 日 得 関 玉 7 ら引き続き給料表の 例  $\mathcal{O}$ 一県条例 た 職 する条例 第 前 額 額と 員であるもの + 日  $\mathcal{O}$ - 九号)、 ま 埼玉県 ほ に達しないこととなる職員 第六 し、 で か、  $\mathcal{O}$ (平成十三年埼玉県条例第 十四号) 間に そ 学 その 企  $\mathcal{O}$ 業職員 校職 額 に お 差額 あ 適用を受ける者で に 1 員 って 又 は \_ て引き続き職  $\mathcal{O}$ に相当する  $\mathcal{O}$ 円 給与 給与 は、 未満 埼玉県病 V に  $\mathcal{O}$ た給料 の端数 当該給 関する 種 額を 類及 (管

項 を 則 七 第 前 項とし、 八 二項」 項を附 に改め 三則第九 附 則 第五 項 項 لح  $\mathcal{O}$ 附 L 次に次 則 附 第五 則 第 項」  $\mathcal{O}$ 七 項を 項を加  $\mathcal{O}$ 下 附 に 則第八 える。 「及び第六項」 項 لح 附 を加え、 則第 六 項中 同 項

別表第一を次のように改める。

	36	190, 300	246, 700	288, 400	334, 600	362, 300	392, 000	438, 400	473, 400	535, 800	
	37 38 39 40	191, 600 192, 900 194, 200 195, 500	248, 000 249, 600 251, 200 252, 800	290, 100 291, 900 293, 700 295, 500	336, 500 338, 500 340, 500 342, 500	364, 200 365, 600 367, 100 368, 600	393, 700 394, 900 396, 100 397, 300	439, 700 440, 600 441, 500 442, 400	474, 200 475, 000 475, 800 476, 600	536, 700 537, 600 538, 500 539, 400	
	41 42 43 44	196, 900 198, 200 199, 500 200, 800	254, 200 255, 600 257, 000 258, 400	297, 400 299, 100 300, 800 302, 500	344, 400 346, 300 348, 200 350, 100	370, 100 371, 300 372, 500 373, 700	398, 400 399, 600 400, 800 402, 000	443, 200 444, 000 444, 800 445, 600	477, 400 478, 100 478, 900 479, 700	540, 300	
	45 46 47 48	202, 000 203, 300 204, 600 205, 900	259, 700 261, 100 262, 500 263, 900	304, 200 305, 900 307, 600 309, 300	352, 000 353, 600 355, 200 356, 800	374, 700 375, 600 376, 500 377, 400	403, 000 403, 700 404, 400 405, 100	446, 400 447, 200 448, 000 448, 800	480, 500		
	49 50 51 52	207, 100 208, 200 209, 300 210, 400	265, 200 266, 400 267, 700 269, 000	310, 600 312, 200 313, 800 315, 400	358, 500 359, 700 360, 900 362, 000	378, 400 379, 200 380, 000 380, 800	405, 900 406, 600 407, 300 408, 000	449, 400 450, 200 451, 000 451, 800			
	53 54 55 56	211, 600 212, 600 213, 600 214, 600	270, 100 271, 400 272, 700 274, 000	317, 100 318, 700 320, 300 321, 900	363, 000 364, 100 365, 100 366, 200	381, 700 382, 400 383, 100 383, 800	408, 800 409, 500 410, 200 410, 900	452, 400 453, 200 454, 000 454, 800			
	57 58 59 60	215, 400 216, 400 217, 300 218, 300	275, 200 276, 300 277, 400 278, 500	323, 400 324, 600 325, 800 327, 000	367, 100 367, 800 368, 500 369, 200	384, 500 385, 100 385, 800 386, 500	411, 600 412, 300 413, 000 413, 700	455, 400 456, 200 457, 000 457, 800			
再任用 職員以 外の職 員	61 62 63 64	219, 200 220, 200 221, 200 222, 200	279, 700 280, 700 281, 700 282, 700	328, 100 329, 100 330, 000 331, 000	369, 800 370, 500 371, 200 371, 900	387, 000 387, 700 388, 400 389, 100	414, 300 415, 000 415, 700 416, 400	458, 400			
	65 66 67 68	223, 000 224, 000 225, 000 226, 100	283, 500 284, 400 285, 300 286, 200	331, 900 332, 700 333, 500 334, 300	372, 400 373, 100 373, 800 374, 500	389, 600 390, 300 391, 000 391, 700	416, 900 417, 500 418, 200 418, 900				
	69 70 71	226, 900 227, 700 228, 500	287, 200 288, 000 288, 800	335, 200 335, 900 336, 600	375, 000 375, 700 376, 400	392, 200 392, 900 393, 600	419, 400 420, 100 420, 800				

### 別表第一(第二条関係) 下水道企業職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
区分	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135, 600	185, 800	222, 900	261, 900	289, 200	320, 600	366, 200	413,000	466, 700	532,000
	2	136, 700	187, 600	224, 800	264, 000	291, 500	322, 900	368, 800	415, 500	469,800	535, 100
	3	137, 900	189, 400	226, 700	266,000	293, 800	325, 200	371, 400	418,000	472,900	538, 300
	4	139, 000	191, 200	228, 500	268, 100	296, 100	327, 500	374, 000	420, 500	476,000	541,500
	5	140, 100	192, 800	230, 200	270, 200	298, 200	329, 800	376, 300	422, 800	479,000	544, 700
	6	141, 200	194,600	232, 100	272, 300	300, 500	331, 900	378, 800	425, 200	482, 100	547, 200
	7	142, 300	196, 400	234,000	274, 400	302, 800	334, 100	381, 300	427,600	485, 200	549,700
	8	143, 400	198, 200	235, 800	276, 500	305, 100	336, 300	383, 800	430,000	488, 300	552, 200
	9	144, 500	200,000	237, 500	278, 600	307, 300	338, 600	386, 400	432, 300	491, 300	554, 700
	10	145, 900	201, 800	239, 400	280, 700	309, 600	340, 800	389, 100	434,600	494, 400	556,600
	11	147, 200	203,600	241, 200	282, 800	311, 900	343,000	391, 800	436,900	497,500	558, 400
	12	148, 500	205, 400	243, 100	284, 900	314, 200	345, 200	394, 500	439, 100	500,600	560, 300
	13	149, 800	207, 000	244, 900	287, 000	316, 400	347, 200	397, 100	441, 300	503,600	562, 100
	14	151, 300	208, 900	246, 800	289, 100	318, 600	349, 300	399, 400	443, 300	506,000	563,600
	15	152, 800	210, 800	248,600	291, 200	320, 800	351, 400	401, 700	445, 300	508, 400	565, 100
	16	154, 400	212, 700	250, 400	293, 300	323, 000	353, 500	404, 100	447, 300	510,800	566,600
	17	155, 700	214,600	252, 200	295, 400	325, 200	355, 500	406, 400	449, 300	513, 300	568, 100
	18	157, 200	216, 500	254, 200	297, 500	327, 300	357, 500	408, 500	451, 100	514, 800	569, 300
	19	158, 700	218, 400	256, 200	299, 600	329, 400	359, 500	410,600	452, 900	516, 300	570, 500
	20	160, 200	220, 300	258, 200	301, 700	331, 400	361, 400	412, 700	454, 700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260, 100	303, 800	333, 500	363, 500	414, 800	456, 500	519,000	572,900
	22	164, 300	223, 900	262,000	305, 900	335, 600	365, 400	416, 800	458,000	520, 500	0.2,000
	23	166, 900	225, 800	263, 900	308,000	337, 700	367, 400	418, 800	459, 500	522,000	
	24	169, 500	227, 700	265, 700	310, 100	339, 800	369, 400	420, 800	461,000	523, 500	
	25	172, 200	229, 300	267, 700	312, 100	341, 500	371, 500	422, 900	462, 500	524, 800	
	26	173, 900	231, 100	269,600	314, 200	343, 500	373, 500	424, 500	463, 900	526,000	
	27	175, 600	232, 800	271, 500	316, 300	345, 500	375, 500	426, 100	465, 300	527, 200	
	28	177, 300	234, 600	273, 400	318, 400	347, 500	377, 500	427, 700	466, 600	528, 400	
	29	178, 800	236, 100	275, 300	320, 400	349, 400	379, 500	429, 400	467, 800	529,600	
	30	180, 600	237, 600	277, 200	322, 500	351, 300	381, 400	430, 700	468,600	530, 500	
	31	182, 400	239, 100	279, 100	324, 600	353, 200	383, 300	432, 000	469, 400	531, 400	
	32	184, 200	240, 600	281, 000	326, 700	355, 100	385, 100	433, 300	470, 200	532, 300	
	33	185, 800	242, 100	282, 700	328, 400	357, 000	386, 900	434, 600	471,000	533, 100	
	34	187, 300	242, 100	284, 600	330, 400	358, 800	388, 600	434, 000	471, 800	534, 000	
	35	188, 800		286, 500		360, 600		435, 900		,	
	30	100,000	440, 100	200, 500	552, 500	500,000	550, 500	101, 200	114,000	004, 000	l

	110 111 112 113		304, 200 304, 600 305, 000 305, 200	354, 700 355, 100 355, 500 355, 900 356, 400							
	114 115 116 117 118		305, 600 306, 000 306, 400 306, 600 306, 900								
	119 120 121		307, 200 307, 500 307, 900								
	122 123 124 125		308, 200 308, 500 308, 800 309, 200								
再任用職員 #	~ の事け	186, 300		258, 400	278, 700	294, 300	320, 300	363,000	397, 300	449, 600	532, 000

備考この表は、第三条及び第十三条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

73       230, 100       290, 400       337, 800       377, 600       394, 800       422, 000         74       230, 800       290, 900       338, 400       378, 300       395, 500       422, 700         75       231, 500       291, 400       339, 600       379, 000       396, 900       423, 400         76       232, 200       291, 900       339, 600       379, 700       396, 900       424, 100         77       233, 000       292, 300       340, 000       380, 200       397, 300       424, 600         78       233, 800       292, 700       340, 500       380, 800       398, 000         79       234, 600       293, 100       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 500       382, 000       399, 400         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 500       384, 500       402, 000         85       239, 000       295, 700       344, 500       385, 700         86       239, 700       296, 800       345, 500       386, 900         89       241, 900       297, 600	l
74       230, 800       290, 900       338, 400       378, 300       395, 500       422, 700         75       231, 500       291, 400       339, 000       379, 000       396, 200       423, 400         76       232, 200       291, 900       339, 600       379, 700       396, 900       424, 100         77       233, 600       292, 300       340, 500       380, 800       398, 900         79       234, 600       293, 100       341, 900       381, 400       398, 700         80       235, 400       293, 800       342, 900       382, 900       399, 900         81       236, 100       293, 800       342, 900       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 900       384, 500       402, 900         84       238, 200       295, 300       344, 500       385, 700       386, 300         86       239, 700       295, 500       3445, 500       385, 700       340, 900       340, 900         89       241, 900       296, 500       345, 500       386, 900       388, 800         90       242, 400	
75       231, 500       291, 400       339, 000       379, 000       396, 200       423, 400         76       232, 200       291, 900       339, 600       379, 700       396, 900       424, 100         77       233, 800       292, 700       340, 500       380, 800       397, 300       424, 600         78       233, 800       292, 700       341, 000       381, 400       398, 000         79       234, 600       293, 500       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 500       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 000       344, 500       385, 100       402, 500         85       239, 700       295, 700       344, 500       386, 300         87       240, 400       296, 500       345, 500       386, 900         89       241, 900       296, 800       345, 900       387, 600         91       242, 900       297, 600       346, 400       388, 800 <t< td=""><td></td></t<>	
76       232, 200       291, 900       339, 600       379, 700       396, 900       424, 100         77       233, 000       292, 300       340, 000       380, 200       397, 300       424, 600         78       233, 800       292, 700       340, 500       380, 800       398, 000         80       235, 400       293, 500       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 500       383, 300       400, 600         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 500       384, 500       402, 500         84       238, 200       295, 000       344, 500       385, 100       402, 500         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 100       296, 800       345, 900       387, 600         90       242, 900       297, 600       346, 400       388, 200         92       243, 400       298, 000       347, 700       390, 100         299, 600       348, 700 <t< td=""><td></td></t<>	
77       233,000       292,300       340,000       380,200       397,300       424,600         78       233,800       292,700       340,500       380,800       398,000       398,000         79       234,600       293,500       341,500       381,400       398,700       399,400         81       236,100       293,800       342,500       382,700       399,900         82       236,800       294,200       342,500       383,300       400,600         83       237,500       294,600       343,500       384,500       402,000         84       238,200       295,000       344,500       385,100       402,000         85       239,000       295,000       344,500       385,700       386,300         86       239,700       295,700       344,500       386,300         87       240,400       296,500       345,500       386,900         89       241,900       297,000       346,900       388,800         90       242,400       297,000       346,900       388,800         92       243,400       298,000       347,700       399,100         96       299,000       348,200         99	
78       233, 800       292, 700       340, 500       380, 800       398, 000         79       234, 600       293, 100       341, 000       381, 400       398, 700         80       235, 400       293, 800       342, 000       382, 700       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 000       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       402, 000         84       238, 200       295, 300       344, 000       385, 100       402, 000         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         87       240, 400       296, 100       345, 000       386, 300         88       241, 100       296, 800       345, 900       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 600       347, 400       389, 400         95       299, 600       348, 700       299, 600       348, 700	
79       234, 600       293, 100       341, 000       381, 400       399, 700         80       235, 400       293, 500       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 000       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 300       344, 500       385, 100       402, 500         86       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 100       296, 800       345, 500       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 600       347, 700       399, 400         94       299, 600       348, 700       299, 600       348, 700         96       299, 400       349, 500	
80       235, 400       293, 500       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 000       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 300       344, 500       385, 100       402, 000         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         86       239, 700       295, 700       344, 500       386, 300         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 100       296, 800       345, 500       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 600       347, 700       399, 400         94       299, 600       348, 700       299, 600       348, 700         96       299, 400       349, 500	
80       235, 400       293, 500       341, 500       382, 000       399, 400         81       236, 100       293, 800       342, 000       382, 700       399, 900         82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 300       344, 500       385, 100       402, 000         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         86       239, 700       295, 700       344, 500       386, 300         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 100       296, 800       345, 500       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 600       347, 700       399, 400         94       299, 600       348, 700       299, 600       348, 700         96       299, 400       349, 500	
82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 300       344, 500       384, 500       402, 000         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 100       402, 500         86       239, 700       296, 100       345, 000       386, 300         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 900       296, 800       345, 900       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 000       347, 400       389, 400         93       243, 700       298, 600       348, 200         299, 600       348, 200       299, 000       348, 700         96       299, 400       349, 200         97       299, 600       349, 500	
82       236, 800       294, 200       342, 500       383, 300       400, 600         83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 300       344, 500       384, 500       402, 000         85       239, 700       295, 700       344, 500       385, 100       402, 500         86       239, 700       296, 100       345, 000       386, 300         87       240, 400       296, 100       345, 500       386, 900         89       241, 900       296, 800       345, 900       387, 600         90       242, 400       297, 200       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 600       346, 900       388, 800         92       243, 400       298, 000       347, 400       389, 400         93       243, 700       298, 600       348, 200         299, 600       348, 200       299, 000       348, 700         96       299, 400       349, 200         97       299, 600       349, 500	
83       237, 500       294, 600       343, 000       383, 900       401, 300         84       238, 200       295, 000       343, 500       384, 500       402, 000         85       239, 000       295, 300       344, 000       385, 100       402, 500         86       239, 700       295, 700       344, 500       385, 700         87       240, 400       296, 100       345, 000       386, 300         88       241, 100       296, 800       345, 900       387, 600         89       241, 900       296, 800       346, 400       388, 200         91       242, 900       297, 200       346, 400       388, 800         92       243, 400       298, 600       347, 400       389, 400         93       243, 700       298, 600       347, 700       390, 100         94       299, 600       348, 200       299, 000       348, 700         96       299, 400       349, 500       349, 500	
84     238, 200     295, 000     343, 500     384, 500     402, 000       85     239, 000     295, 300     344, 000     385, 100     402, 500       86     239, 700     295, 700     344, 500     385, 700       87     240, 400     296, 100     345, 900     386, 300       88     241, 100     296, 800     345, 500     386, 900       89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 600     347, 700     389, 400       93     243, 700     298, 600     348, 200       295     299, 000     348, 700       299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
85       239,000       295,300       344,000       385,100       402,500         86       239,700       295,700       344,500       385,700       385,700         87       240,400       296,100       345,000       386,300         88       241,100       296,800       345,900       387,600         90       242,400       297,200       346,400       388,200         91       242,900       297,600       346,900       388,800         92       243,400       298,000       347,400       389,400         93       243,700       298,200       347,700       390,100         94       299,600       348,700       299,000       348,700         96       299,400       349,500	
86     239, 700     295, 700     344, 500     385, 700       87     240, 400     296, 100     345, 000     386, 300       88     241, 100     296, 500     345, 500     386, 900       89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 200     347, 700     389, 400       93     243, 700     298, 200     347, 700     390, 100       94     299, 600     348, 200       95     299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
86     239, 700     295, 700     344, 500     385, 700       87     240, 400     296, 100     345, 000     386, 300       88     241, 100     296, 500     345, 500     386, 900       89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 200     347, 700     389, 400       93     243, 700     298, 200     347, 700     390, 100       94     299, 600     348, 200       95     299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
87     240, 400     296, 100     345, 000     386, 300       88     241, 100     296, 500     345, 500     386, 900       89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 200     347, 700     389, 400       93     243, 700     298, 200     347, 700     390, 100       94     299, 600     348, 200       95     299, 000     348, 700       299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
88     241, 100     296, 500     345, 500     386, 900       89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 200     347, 700     389, 400       93     243, 700     298, 200     347, 700     390, 100       94     299, 600     348, 200       95     299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
89     241, 900     296, 800     345, 900     387, 600       90     242, 400     297, 200     346, 400     388, 200       91     242, 900     297, 600     346, 900     388, 800       92     243, 400     298, 000     347, 400     389, 400       93     243, 700     298, 200     347, 700     390, 100       94     298, 600     348, 200       95     299, 000     348, 700       96     299, 400     349, 200       97     299, 600     349, 500	
90	
90	
91	
92	
93	
94	
95 96 299, 400 348, 700 299, 400 349, 200 97 299, 600 349, 500	
96   299, 400   349, 200   97   299, 600   349, 500	
97 299,600 349,500	
1 20 1 1 300 0001 350 0001 1 1 1 1 1 1 1 1	
99 300, 400 350, 500	
100 300, 800 351, 000	
101 301,000 351,300	
102 301, 400 351, 700	
103 301,800 352,100	
104 302, 200 352, 500	
105 302, 400 353, 000	
106 302, 800 353, 400	
107 303, 200 353, 800	

(施 行 期 日

1  $\mathcal{O}$ 規 程 は 平 成二十 年 + \_\_ 月 日 カン 6 施 行 す る

行 日 前  $\mathcal{O}$ 異 動 者  $\mathcal{O}$ 号 給  $\mathcal{O}$ 調 整

2  $\mathcal{O}$ た 必  $\mathcal{O}$ が が 員及 要と 施 規 程 で 行 き 認 び  $\mathcal{O}$  $\exists$ 別 施 8 に に 行 5 お 定  $\mathcal{O}$ n い 日 る 8 7 限 る 職 以 度に 務 れ 下  $\mathcal{O}$ お に 級 準 1 施 を異 ず て、 行 る 日 に 別 職 す に 員 る 定めるところ  $\mathcal{O}$ 11 施 う。 動 行 等 日 を に 前 L お に た け 職 Ł る号 ょ 務  $\mathcal{O}$ り  $\mathcal{O}$ لح 給 級 L を 必 た 異 要 0 場 な に い 合 調 7 整 は 7 を 異  $\mathcal{O}$ そ 動

職 員 が 受け 7 V た 号 給 等  $\mathcal{O}$ 基

3 て 定 た 前 め 号 項 給 6  $\mathcal{O}$ 規 は れ 定 た ک 4  $\mathcal{O}$ 適  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 で 用 程 な け 0 n 11 ば る 7 な 改 は 5 正 な 前 職 員 11  $\mathcal{O}$ 埼 が 玉 属 下 て 水 V 道 局 職 職 務 員  $\mathcal{O}$ 給 級 与 及 規 び 程 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者 定 が 受 従 け 0 7

平 成二十二 年 +\_ 月 に 支給 す る 期 末 手 当 に 関 す る 特 例 措 置

成 あ + に 7 そ る 員  $\mathcal{O}$ る 号 る + 規  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 程 給与 県 は 職 年 下 附則 及 務 平 埼 び を に 水  $\mathcal{O}$ 支給 玉 号 道 成 関 級 県 二十二年 埼 す 局 兀 及 さ 流 欄 玉 る 職 項 び 条 れ 域 県  $\mathcal{O}$ 員 号給 掲 給 る 下 規 例 職 埼 水 水 げ 定 等 与 が 道 玉 道 規 員 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ を 事 t 県 局 程 適 れ 除 業  $\mathcal{O}$ 流 職 部 第 用 ぞ 管 で 域 員 +を 12 れ 理 あ 下 給 改 五. 0 埼 水道事 条 規 るも 正 与 11 若 玉 程 規 す  $\mathcal{O}$ て 県下 うる条 第 規 程  $\mathcal{O}$ は 業管理規 定 五号) 別 绮 水道 は 12 表 例 同 第 玉 ょ 項 平 局 県 附 り 第 す 職 程第 成二十二  $\mathcal{O}$ 則 下 そ る 員 第 適 水  $\mathcal{O}$ 号 給与 用 五. 道 + 例 中 項 局 九 を 規程 号) 年 受 及 職 ょ 昌 け 埼 てド ること 若 第 附  $\mathcal{O}$ 玉 給 る 六 与 則 県 L 規 部 項 員 لح 别 < 条 程 表 を で は さ 例  $\mathcal{O}$ 改 規 れ あ 第  $\mathcal{O}$ 平 定 職 正 لح 兀 る 0

5 前 三 項 に 定 8 る ŧ)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カコ  $\mathcal{O}$ 規 程  $\mathcal{O}$ 施 行 に 関 必要な 事 項 は 别 に 定 8 る

附則別表 給料表 下水道企業職給料表

職務の級 号給 1級 2級 3級 4級 5級 <u> | 号給</u>から16号給ま 6級 7級 1号給から4号給まで

## 告 示

# 埼玉県告示第千三百九十二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量 職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区 高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成22年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区中之 島3丁目2番18号
- 5 契約金額 215,964,630円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の告示を行った日平成22年8月6日

## 告 示

# 埼玉県告示第千三百九十三号

公表する。 表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)第六条の規定により、次のとおり 埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 人事行政の運営等の状況の公表

### 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成21年度)

(単位:人)

区分			離職								
	採用	退職						免職			
職種		定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	合計	
一般行政職	342	280	71	75	15	117	1	1		560	
研究職	14	13	2	14		3				32	
医療職	74	28	5	8		19				60	
技能労務職	2	25	5			9				39	
教育職	1, 616	989	475	132	30	310		10		1, 946	
警察職	609	142	149	201	8	14		4		518	
企業職	174	35	5	110	1	13				164	
合 計	2, 831	1, 512	712	540	54	485	1	15	0	3, 319	
(構成比)		(45.6%)	(21.5%)	(16.3%)	( 1.6%)	(14.6%)	( 0.0%)	( 0.5%)	( 0.0%)	(100%)	

- (注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。
  - 2 職種の区分については、次のとおりです(以下同じ。)。
    - 一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員
    - 研 究 職・・・研究職給料表適用者
    - 医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者
    - 技能労務職・・・技能職給料表適用者
    - 教 育 職・・・大学職給料表、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員
    - 警察職・・・公安職給料表適用者
    - 企 業 職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)及び病院企業職 給料表(三)の各適用者
  - 3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下同じ。)。

### (2) 職員の昇任及び降任の状況(平成21年度)

<知事等> (単位:人)

区分				昇任				降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	98	143	97	75	44	22	9	2
研究職	5	11	5	4	3			
医療職	13	12	15	6	3			
技能労務職	1							
教育職		1	1		1			
企業職	70	23	20	14	6	5	1	1
合 計	187	190	138	99	57	27	10	3
(構成比)	(26. 4%)	(26.8%)	(19.5%)	(14.0%)	( 8. 1%)	( 3.8%)	( 1.4%)	

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者であるものを言います(以下同じ。)。

<教育委員会> (単位:人)

> 秋日女只五/							\-	<u> 中田・八/</u>
区分				昇任	•		•	降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	30	53	46	25	13	7	3	
医療職	5	10						
技能労務職	4							
教育職								
合 計	39	63	46	25	13	7	3	0
(構成比)	(19.9%)	(32. 1%)	(23.5%)	(12.8%)	( 6.6%)	( 3.6%)	( 1.5%)	

(単位:人)

区分		昇任 昇任					
	主幹教諭	教頭	校長				
教育職(教員)	421	319	252	1			
合 計	421	319	252	1			
(構成比)	(42.4%)	(32. 2%)	(25.4%)				

<警察本部長>

(単位:人)

VIII NOT PROPERTY					`	1 1 7 7 7
区分			昇任			降任
	巡査部長 警部補		警部	警部警視		
	主任	係長	課長補佐	調査官級		
一般行政職	22	19	12	3	4	
研究職	2	2	2	5		
警察職	442	238	78	29	30	
合 計	466	259	92	37	34	0
(構成比)	(52. 5%)	(29.2%)	(10.4%)	(4.2%)	( 3.8%)	

# (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

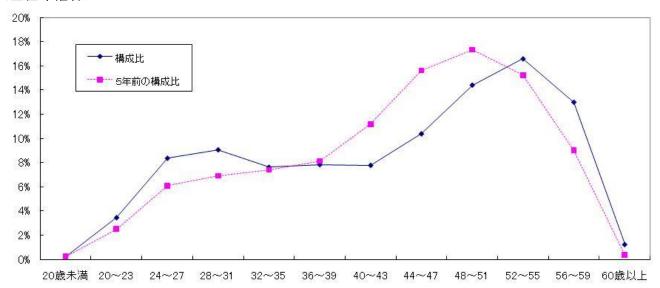
(各年4月1日現在 単位:人)

2 <u>/ 리기기기</u>	戦貝数の仏流	てエる垣杈	, 生田		(谷年4月1口現住 単位:人)
	区分	職員	<b>員数</b>	対前年	主な増減理由
部門		平成21年	平成22年	増減数	
	議会	66	66	±0	
	総務	1, 284	1, 237	<b>▲</b> 47	地域振興センターの体制見直しなど
_	税務	674	661	<b>▲</b> 13	民間委託による自動車税コールセンターの設置など
般	民 政	1, 026	1, 024	<b>^</b> 2	福祉事務所の再編など
行	衛生	1, 338	1, 325	<b>▲</b> 13	保健所の再編など
政	商工	371	367	<b>4</b>	産業技術総合センターの体制見直しなど
部	労 働	196	191	<b>▲</b> 5	高等技術専門校の訓練科目の見直しなど
門	農林水産	1, 040	977	<b>▲</b> 63	農林総合研究センターの体制見直しなど
	土木	1, 477	1, 359	<b>▲</b> 118	県土整備事務所の体制見直しなど
	小 計	7, 472	7, 207	▲265	
特 政	教 育	41, 691	41, 314	▲377	生徒数の減少に伴う高等学校教職員の減員など
別部	警察	12, 247	12, 322	+75	警察官の増員
行 門	小 計	53, 938	53, 636	▲302	
公 等	病院	1, 761	1, 778	+17	医療法改正に伴う看護師の増員など
営 部	水道	342	335	<b>▲</b> 7	高度浄水施設整備事業の終了による減員など
企 門	その他	142	202	+60	下水道局の新設など
業	小 計	2, 245	2, 315	+70	
合	計	63, 655	63, 158	<b>▲</b> 497	

<sup>(</sup>注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表したもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

#### (4)年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)

#### <全任命権者>



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		₹	₹	₹	₹	₹	₹	₹	}	₹	₹		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	153	2, 180	5, 285	5, 725	4, 815	4, 950	4, 914	6, 564	9, 107	10, 476	8, 212	777	63, 158

#### (5) 定数削減計画の数値目標及び進捗状況

#### 定数削減計画の概要

平成20年3月に策定した新行財政改革プログラムにおいて、職員定数の見直しとして、県民 1万人当たりの職員数は13.1人と全国一少ない(一般行政部門:平成19年4月1日現在)が、 「最小・最強の県庁づくり」を進めるため、さらなる職員定数の削減を進めることとしています。

#### 定数削減目標

平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、知事部局において平成23 年度までに670人の削減を目指し、教育局においても同等の削減を目指しています。 また、企業局職員定数については、企業局経営5か年計画に定めた定数削減計画により、平成

19年度~平成23年度の5年間で34人の削減を目指しています。

#### 《知事部局》

○ 知事部局の職員定数を平成23年度までに670人削減します。

#### 《教育委員会》

教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等(県の裁量により削減可能な者)の定数を 平成23年度までに138人削減します。

#### 《企業局》

○ 企業局職員定数については、平成19年度~平成23年度の5年間で34人削減します。

#### 定員削減計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在 単付・人)

				\ H	. / ] . 🗀 🗇 🗀	
区分	削減目標数 (H20~H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目 <b>実</b> 績)	平成21年 (2年目 <b>実</b> 績)	平成22年 (3年目 <b>実</b> 績)	合 計
知事部局一般職員	<b>▲</b> 670	7, 606	7, 446	7, 276	7, 005	<b>▲</b> 601
教育委員会事務局職員 - 県立学校事務職員等	<b>▲</b> 138	1, 564	1, 501	1, 468	1, 424	<b>▲</b> 140

(注) 知事部局一般職員の合計は、下水道局の新設に伴い下水道局に移管した101人分を含んだ定数削減数となっています。

(各年4月1日現在 単位:人)

区分	削減目標数 (H19~H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目 <b>実</b> 績)	平成21年 (2年目実績)	平成22年 (3年目 <b>実</b> 績)	合 計
企業局職員	<b>▲</b> 34	452	434	428	422	▲30

<sup>(</sup>注) 企業局については、基準年度を計画の年数にカウントしています。

## 2-1 職員の給与の状況(公営企業職員を除く。)

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

<u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>		<i>7</i>   <i>7</i>				
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(21年度末)	Α		В	B/A	20年度の人件費率
平成21年度	人	千円	千円	千円	%	%
	7, 123, 084	1, 661, 829, 680	4, 816, 773	652, 108, 727	39. 2	41. 6

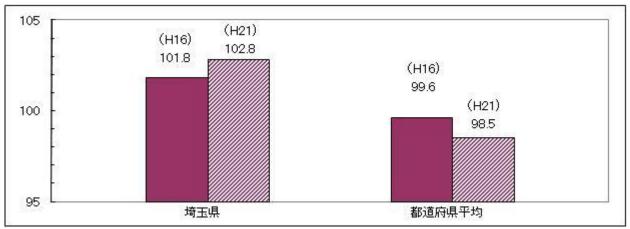
<sup>(</sup>注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給与費							
	Α	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給与費				
					В	B/A				
平成21年度	人	千円	千円	千円	千円	千円				
	61, 409	292, 216, 223	66, 122, 789	114, 793, 040	473, 132, 052	7, 705				

- (注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
  - 2 職員手当には退職手当を含みません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

#### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1 歳	355, 552 円	447, 648 円
技能労務職	53.5 歳	365, 484 円	421, 134 円
高等学校等教育職	46.8 歳	410,696 円	483, 578 円
小中学校教育職	45.0 歳	383,659 円	446,008 円
警察職	38.3 歳	330, 859 円	463,334 円

- (注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表による。(以下同じ)
  - 一般 行政 職・・・行政職給料表適用者(ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員を除く)及び事務職給料表 適用者

技能労務職···技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者及び高等看護学院の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者 警察職・・・公安職給料表適用者

- 2 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

# (5) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	178,800 円	191,600 円
	高校卒	144,500 円	155, 700 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	158,600 円
	中学卒	131, 150 円	139,550 円
高等学校教育職	大学卒	199, 700 円	214,000 円
	高校卒	154,900 円	170, 300 円
小中学校教育職	大学卒	199, 700 円	214,000 円
警察職	大学卒	207, 300 円	221,800 円
	高校卒	179,000 円	187, 500 円

(注) 職種の区分については、以下のとおりです。(以下同じ)

高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校の教員及び高等看護学院の教員を除いたもの

# (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

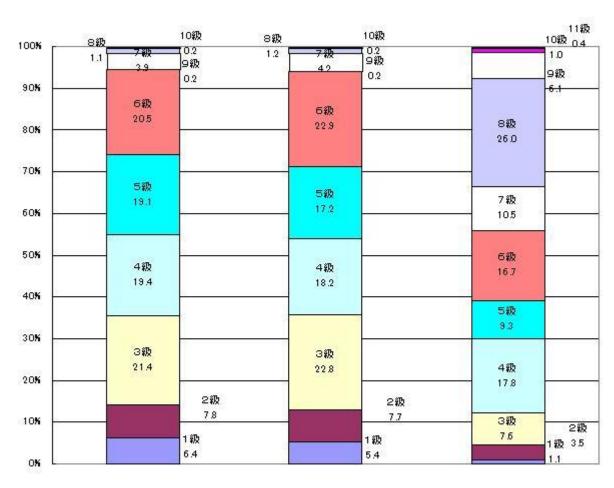
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	297, 242 円	384, 976 円
	高校卒	248, 797 円	335, 396 円
技能労務職	高校卒	_	321,759 円
	中学卒	_	291,700 円
高等学校教育職	大学卒	344, 501 円	416, 134 円
	高校卒	262, 496 円	320, 796 円
小中学校教育職	大学卒	340, 730 円	404, 405 円
警察職	大学卒	316, 420 円	407, 318 円
	高校卒	279, 589 円	370, 956 円

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な	主事	主事	主査	主査	主幹	副課長	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職務内容	技師	技師	主任	主任	主査	主幹					
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	586	722	1, 980	1, 789	1, 760	1, 890	355	97	14	16	9, 209
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	6. 4	7. 8	21. 4	19. 4	19. 1	20. 5	3. 9	1.1	0. 2	0. 2	100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
  - 3 給与構造の見直しにより、級構成の改正が行われています。行政職給料表における改正内容は、以下のとおりです。

改正前(~平成18年3月)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11	級
改正後(平成18年4月~)	1	級	2級	3	級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級



平成22年の構成比

1年前の構成比

5年前の構成比

#### (8) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下 の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数(8~0号給) を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数(6~3以下の号給)を 決定。

#### (9) 職員手当の状況

## ア 期末手当・勤勉手当

2				
埼 玉 県	国			
1人当たりの平均支給額(平成21年度決算)	_			
1,790千円				
(平成21年度支給割合)	(平成21年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2. 75月分 1. 4月分	2. 75月分 1. 4月分			
(1.5月分) (0.7月分)	(1.5月分) (0.7月分)			
(平成22年度支給割合)				
期末手当勤勉手当				
2.60月分 1.35月分				
(1.45月分) (0.65月分)				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
· 役職加算 5~20%	- 役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~25%	・管理職加算 10~25%			

- (注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
  - 2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

# 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下 の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合(5段階)を決定。 副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合 から2段階に分け減じている。

#### イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

埼	玉	県		国	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退	<b></b>	その他の加算措置	定年前早期退	職特例
	措置(2%~:	2 0 %加算)		措置(2%~	20%加算)
1人当たりの平均支給額					
(平成21年度決算)	6,087千円	27,663千円			

- (注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
  - 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

# ウ 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年原	19,695,775 千円							
支給職員1人当たりの平均支給年額	321 千円							
支給対象地域	支給率	支給対象職員数						
埼玉県内	7%	60, 760人						
東京都特別区等	10%	32 人						
(医師・歯科医師)	15%	50 人						

(注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

#### 工 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)	3, 269, 499 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度)	決算) 128 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度	41.5 %
手 当 の 種 類(手 当 数)	25 手当

	l .	1	1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額370円~400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所に勤務する職員等	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額610円~730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円~370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円~2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円~6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回730円~1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1 時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間1,400円~1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導	月額20,000円、日額180円~400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額900円~6,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

<sup>(</sup>注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

# 才 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	11,717,862 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	191 千円
支給実績(平成20年度決算)	11, 141, 471 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	181 千円

<sup>(</sup>注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

# カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

カー その他の手当(平成22年4月1日現在)								
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 6, 728, 767	千円 241			
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4, 436, 044	千円 129			
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 127, 233	千円 2, 827			
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6, 688, 950	千円 130			
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	異	支給額等					
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 33, 981	千円 309			

<sup>2</sup> 支給実績には、夜間勤務手当を含んでいます。

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 →支給率4~8%	同	千円 187	千円 187
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 学校職員に支給 →支給率4~16%	同	千円 1, 341	千円 79
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 1, 587, 356	千円 26
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,000円~20,000円	同	千円 1, 263, 536	千円 288
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、4,000円~18,000円	同	千円 104, 891	千円 24
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	回	千円 一	千円 一
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額25,900円~136,000円	同	千円 3, 611, 443	千円 827
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員 に支給 →月額2,900~11,700円		千円 5, 316, 501	千円 140
定時制通信 教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務 する教育職員に支給 →各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)		千円 188, 929	千円 379
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等 学校の教育職員に支給 →各級ごとに定額(月額)		千円 237, 552	千円 376
農林業普及 指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を 行う職員(管理職を除く。)に支給 →支給率6%		千円 42, 192	千円 270

<sup>(</sup>注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

# (10) 特別職の報酬等の状況 (平成22年4月1日現在)

	区	5	<del>}</del>	給料月額等
給	知		事	1, 420, 000 円
料	副	知	事	1, 134, 000 円
報	議		長	1, 144, 000 円
酬	副	議	長	1,016,000 円
	議		員	927, 000 円
				(平成22年度支給割合)
期	知		事	2.065 月分 (2.95 月分)
末	副	知	事	2.655 月分 ( 2.95 月分 )
手	議		長	(平成22年度支給割合)
当	副	議	長	2.95 月分
	議		員	
退				(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
職	知		事	1,420,000円×12×在職年数×0.6 40,896,000円 任期毎
手	副	知	事	1, 134, 000円×12×在職年数×0. 46 25, 038, 720円 任期毎
当				

<sup>(</sup>注) 1 期末手当について、知事は、平成23年8月30日まで、30%、副知事は、平成23年3月31日まで、10%の減額措置を行っています。 期末手当の())内は、減額措置を行う前の支給割合です。

<sup>2</sup> 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 2-2 公営企業職員の給与の状況

# (1) 工業用水道事業

## ア 職員給与費の状況

# (ア) 決算

•	7 777					
	区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		Α	実質収支	В	職員給与費比率	20年度の総費用に占める
					B/A	職員給与費比率
	平成21年度	千円	千円	千円	%	%
		1, 355, 310	567, 119	249, 537	18. 4	16. 9

#### (イ) 予算

٠.	1 / 1 7						
	区分	職員数	給与費				一人当たり給与費
		Α	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	平成22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
		31	134, 654	47, 019	55, 674	237, 347	7, 656

<sup>(</sup>注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.0歳	382, 192円	584, 881円

<sup>(</sup>注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

# ウ 職員手当の状況

# (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額	(平成21年度決算)
1, 657 <del> 1</del>	<del>·</del> 円
(平成21年度支給割合	7)
期末手当	勤勉手当
2. 75月分	1. 4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級	等による加算措置
• 役職加算	5~20%
• 管理職加算	15~25%

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (イ)退職手当(平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早	早期退職特例
	措置(2	:%~20%加算)
1人当たり平均支給額		0千円
(平成21年度決算)		

## (ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年	8,259 千円
支給職員1人当たりの平均支給	285 千円
支給対象地域	支給対象職員数
埼玉県内	31人

<sup>2</sup> 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

# (工) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成2		3,615 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)			度決算)	201 千円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成 2 1	年	(度)	62.1 %
手 当 0	り種 類(手 当 数)		3月	=当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
現場業務手当	第三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当 右の業務に従事する職員 用地取得又は損失補償の交渉業		也取得又は損失補償の交渉業務	日額650円	
夜間業務手当	活間業務手当 浄水場に勤務する職員 正規の勤務時間の一部又は全部が		見の勤務時間の一部又は全部が深る	勤務1回1,300円
		に行	<b>テわれる業務</b>	

# (才) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	7,844 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	270 千円
支給実績(平成20年度決算)	8,200 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	283 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

# (カ) その他の手当(平成22年4月1日現在)

27 ( 37   23 )					
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	の制度と異	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 5, 196	千円 273
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2, 821	千円 134
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5, 431	千円 209
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		<del>千</del> 円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 一	千円 一
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 2,571	千円 184
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 2, 718	千円 906

## (2) 水道用水供給事業

# ア 職員給与費の状況

## (ア)決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	Α	実質収支	В	職員給与費比率	20年度の総費用に占める
				B/A	職員給与費比率
平成21年度	千円	千円	千円	%	%
	39, 885, 249	1, 664, 737	3, 819, 721	9. 6	9. 0

#### (イ)予算

区分	職員数	給与費			一人当たり給与費	
	Α	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
平成22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	343	1, 539, 029	454, 897	636, 117	2, 630, 043	7, 668

<sup>(</sup>注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45. 3歳	385, 927円	589, 219円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
  - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

# ウ 職員手当の状況

#### (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額	(平成21年度決算)
1, 776 <del> T</del>	- 円
(平成21年度支給割合	7)
期末手当	勤勉手当
2. 75月分	1. 4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級	は等による加算措置
• 役職加算	5~20%
• 管理職加算	15~25%

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (イ)退職手当(平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早	期退職特例
	措置(2	%~20%加算)
1人当たり平均支給額		26,557千円
(平成21年度決算)		

## (ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		103,586 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成21年度決算)		299 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	341人
東京都特別区等	10%	2人

# (工) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成2	39,637 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)			178 千円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成 2 1	年度)	64.3 %
手 当 の 種 類 (手 当 数)			3手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業績	務 日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部	ポが深夜勤務 1 回1,300円
		に行われる業務	

# (才) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	74, 507 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	217 千円
支給実績(平成20年度決算)	66,935 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	193 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

# (カ) その他の手当(平成22年4月1日現在)

<u>/// (///                                </u>	7十3(平成22年4月10現在)				
手当名	内容及び支給単価		一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		千円 48, 792	千円 252
<b>人口工</b> 业	→配偶者13,000円等 #完第尺件者				
住居手当	借家等居住者	同			96
	→家賃に応じて月額最高27,000円			22, 674	
初任給調整	大学卒業後一定期間内に採用された医	同		千円	千円
手当	師又は歯科医師の職員に支給			0	0
N7 #1 - 11	→306,000円 (又は50,000円) 以内			<b>→</b> III	- T III
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者	同		千円	千円
	→運賃等相当額			F0 001	100
	(原則として6カ月定期券価額)			58, 861	180
	②交通用具(自動車等)利用者	同			
	→距離に応じた額				
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給	同		千円	千円
	→23,000円+加算額			0	0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する	同		千円	千円
	職員に支給			0	0
	→支給率4~8%				
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員	同		千円	千円
	に支給			_	_
	→勤務 1 時間当たりの給与額×135/100				
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給	同		千円	千円
	→勤務1回につき1,000円~20,000円			0	0
管理職員特別	管理職が祝日等に勤務した場合に支給	同		千円	千円
勤務手当	→勤務1回につき4,000円~18,000円			54	9
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間	同		千円	千円
	(深夜)に勤務した職員に支給			17, 756	202
	→勤務 1 時間当たりの給与額×25/100				
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給	同		千円	千円
	→月額57,800円~136,000円			33, 956	1, 029

## (3) 地域整備事業

# ア 職員給与費の状況

# (ア) 決算

Ī	区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		Α	実質収支	В	職員給与費比率	20年度の総費用に占める
					B/A	職員給与費比率
	平成21年度	千円	千円	千円	%	%
		10, 334, 139	8, 593, 601	329, 382	3. 2	58. 5

# (イ) 予算

区分	職員数		給与費			一人当たり給与費
	Α	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
平成22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	37	170, 270	44, 273	70, 964	285, 507	7, 716

<sup>(</sup>注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
46. 2歳	415, 911円	619, 549円

<sup>(</sup>注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

# ウ 職員手当の状況

# (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(	平成21年度決算)
1,832千円	3
(平成21年度支給割合)	
期末手当	勆勉手当
2. 75月分	1.4月分
(1.5月分) (	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等	Fによる加算措置
• 役職加算	5~20%
<ul><li>管理職加算 1</li></ul>	5~25%

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (イ) 退職手当(平成22年4月1日現在)

	1 /20 1	·/1 · 🗖 🗩 🗁	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	
勤続20年	23.5月分	30.55月分	
勤続25年	33.5月分	41.34月分	
勤続35年	47.5月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例		
	措置(:	2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額		28, 705千円	
(平成21年度決算)			

#### (ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

77 18 73 1 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
支給実績(平成21年	F度決算)	12,431 千円	
支給職員1人当たりの平均支給:	年額(平成21年度決算)	311 千円	
支給対象地域    支給率		支給対象職員数	
埼玉県内	7%	37人	

<sup>2</sup> 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

# (工) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成:	938 千円		
支給職員1人当#	とり平均支給年額(平成21)	年度決算)	85 千円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成 2 1	年度)	27.5 %
手 当 (	の種類(手当数)		2手当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務	<b>务等</b> 月額7,800円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業系	图 日額650円

# (才) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	4, 204 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	105 千円
支給実績(平成20年度決算)	5,863 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	147 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

# (カ) その他の手当(平成22年4月1日現在)

	)于ヨ(平成22年4月1日現任)				
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 6, 781	千円 283
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 3, 150	千円 113
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,752	千円 188
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同		ŕ	
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員 に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 一	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 0	千円 0
	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 6, 243	千円 1, 040

## (4)病院事業

# ア 職員給与費の状況

# (ア)決算

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
	Α	実質収支	В	職員給与費比率	20年度の総費用に占める
				B/A	職員給与費比率
平成21年度	千円	千円	千円	%	%
	36, 492, 449	164, 953	16, 846, 357	46. 2	45. 7

## (イ) 予算

Ī	区分	職員数		給与費			一人当たり給与費
		Α	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	平成22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
		1, 778	7, 420, 843	4, 483, 311	2, 956, 773	14, 860, 927	8, 358

<sup>(</sup>注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成22年4月1日現在)

平均年齡	基本給	平均月収額
37.1歳	340, 642円	638, 945円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
  - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

## ウ 職員手当の状況

# (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額	(平成21年度決算)
1, 517 <del>1</del>	- 円
(平成21年度支給割合	ì)
期末手当	勤勉手当
2.75月分	1.4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級	は等による加算措置
• 役職加算	5 <b>~</b> 20%
• 管理職加算	15~25%

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

# (イ) 退職手当(平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早	早期退職特例
	措置(2	%~20%加算)
1人当たり平均支給額	1,083千円	23, 291千円
(平成21年度決算)		

## (ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年	565,769 千円	
支給職員1人当たりの平均支給	年額(平成21年度決算)	321 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	1,778人

# (工) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成:	285, 164 千円			
支給職員1人当7	とり平均支給年額(平成21:	年度決算)		274 千円
職員全体に占める	手当支給職員の割合(平成21	年度)		59.0 %
手 当 (	の種 類(手 当 数)		8手	当
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	女	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	手	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の	作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験研究	業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業	務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	手	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業		1体800円~2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務		勤務 1 回2,000円~6,800円等
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等		勤務1回730円~1,100円

# (才) 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	1,466,860 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	969 千円
支給実績(平成20年度決算)	1,084,957 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	661 千円

<sup>(</sup>注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

# (カ) その他の手当(平成22年4月1日現在)

75 / C 07 150.	<u>/」コ ( 1 % 2 2 十 - 7) 「日処 圧/</u>			
手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	 支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	千円	千円
	→配偶者13,000円等		120, 236	220
住居手当	借家等居住者	同	千円	千円
	→家賃に応じて月額最高27,000円		138, 687	176
初任給調整	大学卒業後一定期間内に採用された医	同	千円	千円
手当	師又は歯科医師の職員に支給		694, 488	3, 421
	→306,000円 (又は50,000円) 以内			
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者	同	千円	千円
	→運賃等相当額			
	(原則として6カ月定期券価額)		172, 461	140
	②交通用具(自動車等)利用者	同		
	→距離に応じた額			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給	同	千円	千円
	→23,000円+加算額		276	276
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員	同	千円	千円
	に支給		_	_
	→勤務 1 時間当たりの給与額×135/100			
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給	同	千円	千円
	→勤務1回につき1,000円~20,000円		183, 548	396
	管理職が祝日等に勤務した場合に支給	同	千円	千円
勤務手当	→勤務1回につき4,000円~18,000円		1, 190	18
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間	同	千円	千円
	(深夜) に勤務した職員に支給		159, 183	208
	→勤務 1 時間当たりの給与額×25/100			
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給	同	千円	千円
	→月額48,200円~139,600円		76, 442	1, 019

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(市町村立学校教職員を除く。)

- (1) 勤務時間の状況(平成22年4月1日現在)
  - ア 1週間の勤務時間 原則38時間45分

#### イ 勤務時間

## <知事等及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分 ~ 午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

#### <警察本部長>

1   M   1		
開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分 ~ 午後1時00分

- (注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。
- (2) 年次有給休暇の使用状況(平成21年1月1日~平成21年12月31日) 平成21年の職員1人当たりの平均使用日数は、9.1日でした。
- (3) 病気休暇の取得状況(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

任命権者	取得者数
知事等	434
教育委員会	1, 788
警察本部長	128
計	2, 350

(4) 特別休暇等の状況(平成22年4月1日現在)

	種類		•	付与日数					
1	出産休暇	出産	予定日6週間前の日	から産後8	週間を経過 <sup>·</sup>	するまでの			
		期間							
2	通院休暇	妊娠	<b>満23週まで</b>						
		4 j	週間に1回						
		満2	4週から満35週ま	で					
		2 j	週間に1回						
		満3	∂週から出産まで						
		1 i	週間に1回						
		産後	1年まで 1回						
3	通勤休暇	正規(	の勤務時間の始め又	は終わりに	おいて1日	を通じて1			
			を超えない範囲内で			時間			
4	妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間							
5	育児休暇	1日2回(1日を通じて90分を超えない範囲内)							
6	子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務 しないことが相当であると認められるとき(一の年におい							
			∃(義務教育終了前	の子が2人	以上の場合	は10日)の			
		範囲に	内の期間)						
7	家族看護休暇		者、父母等を看護す						
			と認められるとき( <sup>・</sup>			範囲内)			
8	生理休暇	3日(	の範囲内においてそ	の都度必要	とする期間				
9	忌引休暇		親族	日	数				
			配偶者	1 (	0 日				
				血族	姻族				
			1親等直系尊属	7日	3日				
			1親等直系卑属	7日	1日				
			2親等直系尊属	3日	1日				
			2親等直系卑属	1日	_				

			2親等傍	系者	3日	1日	
			3 親等傍系	<b>、尊属</b>	1日	_	
10 父母等の追悼のための休暇	-	1日					
11 夏季休暇	ŗ	<u> </u>					
12 感染症予防法による交通の制限若しくに				められる	る期間		
場合		•					
13 災害等又は交通途絶により出勤すること	:が著しく困難な場合 そ	その都	3度必要と認	められる	5期間		
の休暇							
14 災害等において退勤時の危険回避の場合	かの休暇 そ	その都	3度必要と認	められる	5期間		
15 災害による住居の被災の場合の休日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7日の	節囲内にお	いてその	D都度必要。	と認められる	る期間
16 結婚休暇	-	7日の	)範囲内の期	間			
17 出産補助休暇	3	3 日 <i>页</i>	範囲内にお	いてその	D都度必要。	と認められん	る期間
18 男性職員の育児参加のための休暇		5日の	範囲内にお	いてその	D都度必要。	と認められん	る期間
19 ドナー休暇		その都	『度必要と認	められる	5期間		
20 献血休暇	-	そ の都	『度必要と認	められる	5期間		
21 ボランティア休暇	-	一の年	において5	日の範囲	囲内の期間		

## (5) 育児休業等の利用状況(平成21年度)

ア 育児休業 部分休業及び育児短時間勤務の取得者数

(単位・人)

	ᅕᄾᄜᄭᄧ	木及い日	心处时间到	カリル 1寸1日 3	汉		<u> (年四・八</u> )
	育児休業	部分休業	育児	平成21年	度中に新たに育児	休業等が取得可能と	となった職員
	取得者数	取得者数	短時間勤務	(育児休業	うち	うち	うち
			取得者数	対象者数)	育児休業	部分休業	育児短時間
					取得者数	取得者数	勤務取得者
男性	7	4					
職員	3	1		747	5		
女性	299	98	64				
職員	396	62	55	330	297	2	26
	306	102	64				
計	399	63	55	1, 077	302	2	26

<sup>(</sup>注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成21年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務) を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成20年度以前から平成21年度にかけて引き続いている者の数です。

# イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間(平成21年度中に新たに育児休業(部分 休業又は育児短時間勤務)を取得した職員について)

(ア) 育児休業承認期間

(単位:人)

( )							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			育り	見休業承認期	明間		
	6月以下	6月超え	1年超え	1年6月超え	2年超え	2年6月超え	合計
		1年以下	1年6月以下	2年以下	2年6月以下		
男性職員	6	1					7
女性職員	16	101	84	45	18	35	299
計	22	102	84	45	18	35	306

(イ)部分休業承認期間

(単位:人)

			部分	<b>}休業承認</b> 其	阴間									
	1年以下													
		2年以下 3年以下 4年以下 5年以下												
男性職員	4						4							
女性職員	54	13	9	9	12	1	98							
計	58													
					(単位・人)									

					<u>(単位:人)</u>								
		1日の部分休業承認期間											
	30分以下	分以下 30分超え 60分超え 90分超え 合計											
		60分以下	90分以下										
男性職員	1	2	1		4								
女性職員	24	24 36 20 18											
計	25	38	21	18	102								

# (ウ) 育児短時間勤務承認期間

		育児短	時間勤務承	認期間	
	3月以下	3月超え	6月超え	9月超え	合計
		6月以下	9月以下		
男性職員					
女性職員		6	4	54	64
計		6	4	54	64

# (6)介護休暇の取得状況(平成21年度)

(単位:人)

	介護休暇			要	介護者数	数 (職員	との続札	丙別)							
	取得者数	計	ト   配偶者   父 母   子   配偶者   祖父母   兄弟姉妹   孫   その他												
		の父母													
男性職員															
女性職員	女性職員 26 26 2 12 7 5														
計	35	35	4	17	8	5		1							

(単位:人)

		休暇の耳	<b>仅得形式</b>				介護	を要した	期間		
	計	全日型	時間型	その他	計	1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え
		中心	中心				2月以下	3月以下	4月以下	5月以下	
男性職員	9	8	1		9	3	2	1	1		2
女性職員	26	24	2		26	5	4	6	3		8
計	35	32	3		35	8	6	7	4		10

<sup>(</sup>注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

# 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限机分者数

) 分限	処分者数	ζ								(单	(位:人)
降	:任	免	,職	休	降	給	白	計	失	職	
平成20年度	平成21年度										
		1	1	861	823			862	824		

## (2) 処分事由別分限処分者数

(単位・人)

2) 处分争田別分限处分有数											四里)	.: <u>人</u> )
区 分	降	任	免	職	休	職	降	給	合	計	失	職
	平成											
	20年度	21年度										
勤務成績が良くない場合												
(法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合												
(法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1	1	859	817			860	818		
職に必要な適格性を欠く場合												
(法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合												
(法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合												
(法第28条第2項第2号)					2	5			2	5		
条例に定める事由による場合												
(法第27条第2項)						1				1		
合計			1	1	861	823			862	824		
法第28条第4項により失職した者												

<sup>(</sup>注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

## (3) 懲戒処分者数

(単位:人)

戒告減約		給	停	職	免	職	合計		
平成20年度	平成21年度								
29	16	23	10	5	11	12	15	69	52

## (4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位:人)

									\— <u>—</u>	/
区 分	戒	告	減	給	停	職	免	職	合	計
	平成	平成								
	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度	20年度	21年度
法令に違反した場合										
(法第29条第1項第1号)	21	12	13	7	3	4	9	9	46	32
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合										
(法第29条第1項第2号)	5		7	1	1	0		1	13	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合										
(法第29条第1項第3号)	3	4	3	2	1	7	3	5	10	18
合計	29	16	23	10	5	11	12	15	69	52

<sup>2</sup> 法とは、地方公務員法をいいます(以下同じ。)。

#### 5 職員の服務の状況(市町村立学校教職員を除く。)

#### (1) 職員の守るべき義務

服務とは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

服務の根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公 共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなら ないことを規定しています。

職員の服務に関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、服務の根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じた基本原則となるものです。

また、教育職員の服務に関する具体的事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① 服務の宣誓(地方公務員法第31条)
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ③ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ④ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ⑤ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ⑥ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ⑦ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ⑧ 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)

なお、警察職員が行う服務の宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により 警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職 務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」と規定しています。

また、教育公務員特例法に定める服務に関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事(教育公務員特例法第17条)
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限(教育公務員特例法第18条)
- ③ 研修(教育公務員特例法第21条)

#### (2) 職員倫理規程

#### 〇埼玉県職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県 民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出に関する 留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めたものです。

#### (3) 服務規律の遵守に関する取組

ア 平成21年度に行った取組

任命権者	取組内容
知事等及び教育委員会 (事務局職員)	「倫理推進員研修会」 年度当初5月に倫理推進員(各所属において所属長に次ぐ職位の者)研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「所属長会議等」 適宜、所属長会議を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会(教員)	校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、学校に おいて職員会議等の場を通じて所属職員への服務規律の徹底を図 ることを指導した(県立学校)
警察本部長	<ul> <li>警察学校における採用時教養及び各級課程において、職務倫理(服務を含む)教養を実施</li> <li>各所属における職場教養において、職務倫理(服務を含む)に関する機会教養を実施</li> <li>職務倫理(服務を含む)に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施</li> </ul>

#### イ 職員への周知の状況

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール	服務規律確保全般

#### (4) 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」(地方公務員法第35条)とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

#### (5) 営利企業等の従事制限

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」(地方公務員法第38条)とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況(平成21年4月1日~平成22年3月31日)

任命権者	許可件数	主な許可事例
知事等	1, 424	大学等の非常勤講師、団体の試験委員、
教育委員会	2, 331	柔剣道の術科審判員
警察本部長	149	
計	3, 904	

# 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

## (1)研修計画

任命権者	計画
知事等 教育委員会	平成21年度県職員研修実施計画(教員を除く。)
教育委員会	平成21年度教職員研修計画(教員)
警察本部長	平成21年度埼玉県警察教養計画

# (2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会(教員を除く。)>

	NP女只女(秋只でか)。/ /				
研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階層別研修	職務遂行上必要な基本的知識及び	それぞれ職務	自治人材開発	1~6日	2, 138人
	技能を習得させるため、職務の階	の階層別区分	センターほか		
	層別区分に従い実施する研修	に該当する職			
	10コース 65回	員			
選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度	希望する職員	自治人材開発	0.5~	1,809人
	な知識及び技能を習得させるため	など	センターほか	4日	
	に実施する希望制の研修				
	28コース 69回				
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と	各職場の研修	自治人材開発	1~6日	400人
	指導技術を習得させるために実施	担当者など	センターほか		
	する研修 8コース 10回				

<sup>※</sup> 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

# <教育委員会(教員)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の	各経験年数に	県立総合教育	5 <b>~</b>	3,124人
	経験年数に応じ、専門職としての	該当する教職	センターほか	25日	
	必要な知識及び技能等を習得する	員			
	ための研修 21講座				
特定研修	特定の職務に関する専門的な知	推薦された教	県立総合教育	1~	1,804人
	識・技能、教育課題等に関する研修	職員など	センターほか	10日	
	2 3 講座				
専門研修	教科等における指導力の向上を図	希望する教職	県立総合教育	1~	2, 459人
	るため幅広い知識・技能の習得を	員	センターほか	7日	
	目指す研修 46講座				
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸	校長、教頭、事	県立総合教育	1~3日	799人
	問題についての研修 6講座	務長など	センターほか		
\*/ / / / / /	攻 派害研修かじた宝体L ています	I .			

<sup>※</sup> 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<b>~言示个叩及/</b>					
研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階級別任用科	職務遂行上必要な基本的知識及び	それぞれ職務	警察学校	2週間	1,403人
	技能を習得させるため、職務の階	の階級別区分		~	
	級別区分に従い実施する研修	に該当する職		10か月	
	5課程 25回	員			
部門別任用科	職務遂行上必要な専門的かつ高度	それぞれの部	警察学校	2週間	165人
	な知識及び技能を習得させるため	門に該当する		~	
	に実施する部門別の研修	職員		4週間	
	4課程 5回				
専科	特定の分野に関する専門的かつ最	それぞれの部	警察学校	3日~	1,238人
	新の知識及び技能を習得させるた	門に該当する		4週間	
	めに実施する研修	職員			
	27課程 42回				

	特定の分野に関する専門的かつ最		 	22,833人	
	新の知識を周得させるために実施	門に該当する	60日		
	する研修	職員			
	171課程929回				

<sup>※</sup> 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

# (3) 勤務成績の評定の概要

その他

评価制度の概要	員会(事務局職員)>  ・実績評価:仕事の実績(業績と過程)を評価					
一川山川文マンが文						
	_	┊績評価:仕事の成果と手順を測定(目⋷ 歳務遂行過程評価:職務遂行における過∶				
		]評価:職務遂行を通じて発揮された能				
対象職員		J計画・戦物逐行を通じて光弾された形。 我の職員	刀と秘術安労で計画			
<u>不成员</u> 评価期間等		题。				
.⊥ Im ⅓11b1 <del>41</del>		┺━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━				
		『坐十日・2万・日 Б対象期間:4月1日~翌3月31日				
		」評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		5年1122 5基準日:11月1日				
		□空平口:	日 (其淮日以前1年間)			
 評価の基準		『対象場間:前午11万2日:11万1 『級以上の職員	口(至年日以前「午间)			
丁岡の本十		「MSエの報覧 賃評価(最終評価)				
	評					
	<u> </u>		対象者数の10%以内			
			対象者数の30%からSの数を除いた数以内			
			対象有数の3000000000000000000000000000000000000			
			── 分布制限なし			
			75 17 18 12 6 1 5			
		]評価(最終評価)				
	評		分布制限			
	5		対象者数の10%以内			
			対象者数の30%から8の数を除いた数以内			
	E		<b>バが自然の 0 0 /00 り 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</b>			
			— │ 分布制限なし			
		・				
		を表現している。 大学では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、「ないでは、」では、「ないでは、」では、「ないでは、「ないでは、これでは、「ないでは、これでは、「ないでは、」では、「ないでは、これでは、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ				
	評					
	5	TO 14 1- 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11				
		This 14 1 - 40 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14				
			$\dashv$			
		かけっかんとしてのかったいてもして				
			$\dashv$			
		]評価(最終評価)				
	評		$\neg$			
	5					
		THE CO. S. L. T. LEWIS CO. L. L. L. L. T.				
		・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		, m=: 33 + 0 m m = 1				
平価結果等の活用	証布	Б結果を、昇任昇格や人事異動の参考資	料とするとともに 能力関発!			

評価者研修を実施(実施主体:彩の国さいたま人づくり広域連合)

#### <数音委員会(数員)>

<b>人</b> 教月安貝云 (教貝	() /						
評価制度の概要	<ul><li>目標に</li></ul>	・目標による管理の手法の導入(実績評価)					
	・能力、意欲等の評価の実施(行動プロセス評価)						
	<ul><li>複数の</li></ul>	・複数の評価者による評価					
	• 評価結:	・評価結果のフィードバック					
	• 評価結:	果の活用(人材育成、人事管理等)					
	• 評価者	の研修の充実、苦情相談窓口の設置					
対象職員	・すべて	の職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)					
評価期間等	・基準日	: 2月1日					
	・評価期間:基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで						
評価の基準	実績及び行	テ動プロセスの総合評価基準					
	評価	内容					
	Α	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。					
	В	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである					
	С	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である					
	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている					
評価結果等の活用	教職員	の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通					
	じて資質	・能力向上を図る。					
その他	評価者研	<b>修会を実施(教育委員会主催)</b>					

<u> </u>	
評価制度の概要	勤務評定は、実績評定及び能力等評定の区分により実施している。
	1 実績評定
	所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定
	められた評価項目により評価する。
	なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。
	2 能力評定
	職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価す
	る。
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中
	等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	実績評定及び能力評定
	(1) 評 定 日:12月1日
	(2) 評定期間:12月1日 ~ 翌11月30日
評価の基準	1 絶対評価(5段階評価)
	A:優秀 B:良好 C:普通 D:やや劣る~劣る E:大きく劣る
	2 相対評価(6段階評価)
	A:区分全体の10%以内 B:区分全体の25%以内
	C+及びC:分布基準なし D及びE:区分全体の3%以上
評価結果等の活用	評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や
	結果のフィードバックにより、活力のある組織を指向し職員の処遇の適正化を
	図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施し
	/t=。

# 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

# (1) 厚生制度

# <知事等>

区分	事 業 名	内容	対象者	事	業主	体
		件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部×線、尿検査等	全 員	0		
		3, 695人				
	がん検診	胃、肺、大腸	希望者	0		
		1, 428人			_	_
	人間ドック	胸部X線、尿検査等	30歳及び35歳以上の		0	0
		5, 198人	希望者			
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査	36、46、51歳の者		0	
		356人				
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員(一部35歳及	0	0	
		2, 610人	び40歳以上)			
元気回復	スポーツ大会	バレーボール外	各所属	0	0	
		1, 720人				
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択	全 員		0	
		22, 328人				
	その他	体育文化活動の促進	該当団体		0	
		19件				
その他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催	45歳以上の	0		
		334人	希望者			

<sup>(</sup>注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

## <教育委員会>

区分	事 業 名	内容対象者			業主	体
		件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
保 健	定期健診(教育局)	胸部×線、尿・血液検査等	全 員	0		
		383人				
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等	全 員	0		
		7, 473人				
	結核健診(県立学校)	胸部X線	全 員	0		
		7, 323人				
	がん検診	胃	35歳以上の希望者等	0		
		3, 216人			_	_
	人間ドック	1泊ドック等、1回ドック、脳ドック	希望者		0	0
		28, 889人				
元気回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ	全 員		0	0
		47, 077件				
その他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催	40歳以上の	0	0	0
/// II ST / I F / I		3,044人	希望者			

<sup>(</sup>注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

区	分	事 業 名	内容	対象者	事	業主	体
			件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
保	健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 4,251人	全 員	0	0	
		人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 7,256人	希望者		0	0
		脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、 血液検査、尿検査等	希望者		0	0
			471人				

元気回復	アフターファイブ	スポーツ、文化、健康管理の分野選択	希望者			0
	セレクション	10, 347人				
その他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催	該当者	0		
	5 5 5 5 5 1 Th 10	948人	-1i4.			
	各種厚生事業	<b>  各種保健事業</b>	該当者	0	O	

<sup>(</sup>注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

# (2) 共済制度

# <知事等>

区分	事 業 名	内容	対象者	事	業主	体
		件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 236, 915件	該当者		0	
	休業給付	育児休業手当金 等 1,821件	該当者		0	
	災害給付	災害見舞金 等 1件	該当者		0	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等一部負担金払戻金 2,500/牛	該当者		0	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 635件	該当者		0	

# <教育委員会>

区分	事 業 名	内容	対象者	事	業主	体
		件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
短期給付						
(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費等	該当者		0	
		810, 393件				
	休業給付	育児休業手当金等	該当者		0	
		6, 401件				
	災害給付	災害見舞金等	該当者		0	
		2件				
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等	該当者		0	
		10, 416件				
長期給付	共済年金の進達	退職共済年金等	該当者		0	
(年金)		1,483件				

区分	事 業 名	事業名 内容		事	業主	本
		件数等の実績(平成21年度)		県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 279,893件	該当者		0	
	休業給付	育児休業手当金等 910件	該当者		0	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		0	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 3,315件	該当者		0	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 680件	該当者		0	

## (3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に 努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、 安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成21年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	32	6	38
教育委員会	328	41	369
警察本部長	198	7	205
計	558	54	612

# 第2 人事委員会の業務の状況

# 1 職員の競争試験及び選考の状況(平成21年度)

(1)採用試験の実施状況(平成21年度)

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格 (カッコ内の年齢は平成21年4月1日現在)	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用	一般行政	・昭和56年4月2日~昭和63年4月1日に	試験口性 第1次試験日	第 1 次合格発表日	
上級試験	川以门以	・昭和50年4月2日~昭和65年4月1日に   生まれた人(21歳~27歳)	東   火武駅口   平成21年6月28日	平成21年7月7日	教養試験 択一式50問出題
<u>一</u> 柳久百八河大	福祉	- エスインにスペンパペーンパペーン - 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、		1 1821 + 1771	(選択解答制)
		平成22年3月までに大学卒業(見込み)	第2次試験日	最終合格発表日	40問解答2時間
	心理	又は人事委員会が同等の資格がある	平成21年7月13日	平成21年8月27日	専門試験 択一式40問
		と認める人	~8月7日	1 /2/21   0//21	(一般行政、警察
	設備	・福祉については、社会福祉主事の任			事務は50問出題
	W- 1 111	用資格を有する人又は平成22年3月31			(選択解答制)
	総合土木	日までに資格取得見込みの人			40問解答) 2時間
	建築				第2次試験
					論文試験 1題 75分
	化学				人物試験 個別面接、集団討
	, ,				論、適性検査
警察事務職員採用.	上級試験				
市町村立小・中学校	事務職員				第1次試験
採用上級試験	_				教養試験 択一式50問出題
免許資格職職員	薬剤師	・昭和54年4月2日~昭和62年4月1日に			(選択解答制)
採用試験		生まれた人(22歳~29歳)で、薬剤師			40問解答2時間
		免許を有する人又は平成22年春季の			
		国家試験で取得見込みの人			第2次試験
		・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、			論文試験 1題 75分
		平成22年3月までに大学卒業(見込み)			人物試験 個別面接、集団計
		又は人事委員会が同等の資格がある			論、適性検査
		と認める人で、薬剤師免許を有する 人又は平成22年春季の国家試験で取			
		人又は千成22千春学の国家試験で取   得見込みの人			
	獣医師	- 昭和54年4月2日~昭和61年4月1日に	-		
	메스	生まれた人(23歳~29歳) で、獣医師			
		免許を有する人又は平成22年春季の			
		国家試験で取得見込みの人			
		・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、			
		平成22年3月までに大学卒業 (見込み)			
		又は人事委員会が同等の資格がある			
		と認める人で、獣医師免許を有する			
		人又は平成22年春季の国家試験で取			
		得見込みの人			
	保健師	・昭和56年4月2日~平成元年4月1日に			
		生まれた人(20歳~27歳)で、保健師			
		免許を有する人又は平成22年春季の			
	W <del>**</del> ·	国家試験で取得見込みの人	hb = 6.774	##	hh hm^
	栄養士	- 昭和56年4月2日~平成2年4月1日に生		第1次合格発表日	第1次試験
		まれた人(19歳~27歳)で、栄養士免許	平成21年9月2/日 	平成21年10月7日	教養試験 択一式50問2時間
		を有する人又は平成22年3月31日まで   に取得見3.4のよ	第 0 次計段ロ	<b>旱</b> 级 <b>公</b> 妆 烝 丰 口	専門試験(栄養士)
	4	に取得見込みの人	第2次試験日  平成21年10月15日	最終合格発表日 平成21年11月26日	択一式40問2時間 
職員採用	一般事務	・昭和63年4月2日~平成4年4月1日に	~10月29日	一次41 十 1 1 月 20 日	第2次試験
初級試験			107730		オム人叫祭

警察事務職員採用	初級試験	生まれた人(17歳~20歳)			論(作)文試験 1題 60分
市町村立小・中学 採用初級試験	校事務職員				人物試験 個別面接、適性検 査
民間企業等職務経験者職員採用試験	一般行政	・昭和25年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人(1)大学を卒業(人事委員会が同等の資格があるとおける職務経験を5年以上有する人(2)短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が業別との専門課程でものに限る。)を卒業認いたりる職務経験を7年以上有する人を移移経験を7年以上有する人をりまする人を9年以上有する人	平成21年9月27日 第2次試験日 平成21年10月31日 第3次試験	第1次合格発表日平成21年10月20日第2次合格発表日平成21年11月17日平成21年11月17日最終合格発表日平成21年12月10日	第1次試験 教養試験 I 1題 75分 第2次試験 論文試験 I 1題 75分 第2次試験 I 1題 75分 人物試験 I 個別面接、適性 検査 第3次試験 人物試験 I 個別面接
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成22年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成21年5月10日 第2次試験日	第 1 次合格発表日 平成21年6月2日 最終合格発表日	第1次試験 教養試験 択一式50問2時間 論(作)文試験 1題 60分
		平成21年6月6日	平成21年8月18日	第2次試験 人物試験 個別面接、集団討 論、適性検査 身体検査 体力検査	
	国際捜査	・昭和54年4月2日~平成3年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当し ない人(18歳~29歳) ・前記 I 類の受験資格を有する人で語学			(国際捜査I類 第1次試験 専門試験I記述式90分 論文試験1題60分
	Ⅰ類 武道・体育 指導Ⅰ類	カ(受験言語)堪能な人 ・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いずれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			第2次試験 専門試験II 口述式 人物試験 個別面接、集団 討論、適性検査 身体検査 体力検査)
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類		第1次試験日 平成21年9月20日	第1次合格発表日 平成21年10月14日	
	Ⅱ類		第2次試験日 平成21年10月17日 ~12月1日	最終合格発表日 平成21年12月21日	
	Ⅲ類	・昭和54年4月2日~平成4年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類、Ⅱ類に該当しない人(17歳~29歳)			

	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格を有し、卓越した 柔道又は剣道の技術を有する、いずれ も段位が4段以上(大学卒業見込みの人 に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	I類	大学を卒業若しくは平成22年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	平成21年5月中旬 ~9月下旬	第1次合格発表日 平成21年7月中旬 ~11月中旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査) 採用試験 県外試験	Ⅲ類		平成21年8月上旬	最終合格発表日 平成21年12月21日 平成22年1月15日	

## イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次	 試験	2次試験	最終合格者数	最終倍率
Mr Vigo ( Image)	M-4-374-1-20 (T	76.07 AC 113A	1~12	受験者数	合格者数	受験者数	2012 11 11 120	707318 1
職員採用上級試験	一般行政	Д	Д	Д	Д	Д	Д	倍
		55	1, 554	1, 000	212	173	73	13. 7
	福祉	13	106	88	45	43	15	5. 9
	心理	3	64	49	16	16	4	12. 3
	設備	16	108	83	52	46	16	5. 2
	総合土木	13	82	57	43	39	13	4. 4
	建築	8	69	5 5	35	28	12	4. 6
	化学	9	120	83	36	33	11	7. 5
警察事務職員採用上級試験		28	490	3 4 6	124	111	34	10. 2
市町村立小・中学校事務職員採用上級	試験	42	656	510	144	127	54	9. 4
免許資格職職員採用試験	薬剤師	8	82	61	33	29	11	5. 5
	獣医師	5	31	23	16	9	4	5. 8
	保健師	3	30	25	16	13	4	6. 3
	栄養士	22	278	233	69	65	36	6. 5
職員採用初級試験	一般事務	9	197	161	50	36	18	8. 9
警察事務職員採用初級試験		6	132	104	26	24	6	17. 3
市町村立小・中学校事務職員採用初級	試験	13	136	113	55	44	18	6. 3
民間企業等職務経験者職員採用試験	一般行政	2	485	300	18	16	5	
*						4	2	150.0
職員採用試験計		255	4,620	3, 291	990	8 4 0	3 3 1	9. 9

<sup>※</sup> 上段は2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験 2次試験			最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
		Д	Y	Y	Y	Y	Т	倍
警察官男性	I類	270	3, 894	2, 762	1, 347	1, 138	398	6. 9
警察官男性	Ⅱ類	2 6	1, 088	735	121	9 4	28	26.3
警察官男性	Ⅲ類	117	1, 624	1, 087	593	528	153	7. 1
警察官女性	I類	2 3	774	515	111	93	36	14. 3
警察官女性	Ⅱ類	8	353	2 3 4	4 5	3 4	7	33.4
警察官女性	Ⅲ類	11	398	229	56	47	14	16.4
国際捜査	I類	6	20	18	5	4	1	18. 0
武道・体育指導	I類	4	7	6	6	6	4	1. 5
県外募集	I類	3 5	1, 013	837	171	130	3 2	26.2
県外募集	Ⅲ類	3 0	1, 038	796	179	144	4 1	19. 4
警察官採用試験 計		5 3 0	10, 209	7, 219	2, 634	2, 218	714	10. 1

# (2) 採用選考の実施状況(平成21年度)

ア 採用選考実施状況総括表 (単位:人)

区分	被選考者数	合格者数		
割愛選考 ※1	78	78		
定例選考 ※2	209	136		
身体障害者選考	10	1		

- ※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の 職員を採用するための選考をいう。
- ※2 定例選考の対象の職は、理学療法士、精神保健福祉指導職など である。

## イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格(カッコ内の年齢	選考日程	合格発表日	選考方法
				は平成21年4月1日現在)			
医療従事職員	人	人	倍	·昭和25年4月2日以降	平成21年9月5日	平成21年10月7日	作文試験 1題 1時間
(看護師)選考	166	115	1.4	に生まれた人で、看護			適性試験
				師免許を有する人又は			人物試験 個別面接
				平成21年度の試験で取			
				得見込みの人			
				1175.2			

※看護師については、平成21年6月20日及び平成22年1月23日にも選考を実施した。

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格(カッコ内の年齢は平成21年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
身体障害者を 対象とした 選考	10 A	人 1	倍 10.0	・昭和54年4月1日現在) ・昭和54年4月2日~平成 4年4月1日に生まれた 人(17歳~29歳) ・身体障害者手帳を有し、 障害の程度が1~4級の人か 時害の預難が可能に週38が可能護者の 1世ができる。 1世ができる。 1世ができる。 1世のでは、平成21年 9月18日現在し、、時間と 1年内に住所を有する人	平成21年10月18日 第2次選考 平成21年11月19日	最終合格発表 平成21年12月18日	1次選考 教養試験 択一式40問 2時間 作文試験 1題 1時間 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

# (3) 昇任試験の実施状況(平成21年度)

# 警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1 次記	式験	2次	試験	口述術科	最終合格者数	最終倍率			
		受験者数 A 合格者数		受験者数	合格者数	受験者数	В	A/B			
	人	人	人	人	人	人	人	倍			
警部	1, 076	1, 063	288	284	116	114	73	14. 6			
警部補	1, 963	1, 955	441	439	254	254	206	9. 5			
巡査部長	2, 627	2, 611	593	588	444	442	395	6.6			

# (4) 昇任選考の実施状況(平成21年度)

(単位:人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	37	37
課長級	91	91
副課長級	113	113
主幹級	205	205
主査級	516	516
警部	16	16
警部補	28	28
巡査部長	47	47

# ※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第12	ス試験	免除者数	最終合格者数	最終倍率					
		受験者数A	合格者数	В	С	(A+B) /c					
主査級 昇任試験	人 523	人 395	人 63	人 102	人 55	倍 9. 0					

#### 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成21年5月15日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の 期末手当等について報告及び勧告を行った。

1 特例措置

平成 21 年 6 月期の期末・勤勉手当の支給月数を△0. 20 月分暫定的に凍結する。 (支給月数: 2. 15 月→1. 95 月)

2 凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱い

凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査の結果を 踏まえ、必要な措置を勧告

平成21年9月15日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の 給与等について報告及び勧告を行った。

1 公民給与較差に基づく給与改定

給与改定の内容

- ア 給料表 初任給を中心とした若年層及び医療職給料表(1)を除き、引下げ改定
- イ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう、0.35月分引き下げ、4.15月分とする。
- ウ 実施時期 平成21年11月1日から実施
- 2 給与構造の見直し
  - ① 住居手当
    - ア 自宅に係る住居手当の廃止
    - イ 平成22年4月1日から実施
  - ② 地域手当
    - ア 国に時期を合わせて制度完成(6.5%→7%)
    - イ 平成22年4月1日から実施
  - ③ 勤務実績の給与への反映

勤務実績の給与への反映に当たっては、職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく 的確な反映など、引き続き、制度の適切な運用を図っていくことが必要

④ 教育職員の給与 国の方針に沿って見直すことが適当

⑤ その他

職務・職責に応じた給与制度の徹底について、引き続き、制度の適切な運用に努めていくことが必要

3 労働基準法の改正

ア 労働基準法の改正を踏まえ、時間外労働の割増賃金率の引上げ等について、所要の 措置を講ずる。

イ 平成22年4月1日から実施

#### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

- (1) 平成21年度中に処理したもの なし
- (2) 継続中のもの

なし

# 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

# (1) 平成21年度中に処理したもの

(平成22年3月31日現在)

事	案	名	処分者	処分 内容	不服理由の概要	受 年 <i>/</i>	付目日	受 理年月日	審理状況	審理の 結 果	備考
人事評る判定					「人事評価d」という人事評価を 強行したのは不当な差別であり、 給与や身分における不当な処遇 の格差を受け、不利益を被るのは 苦痛である。		5. 14		_	21. 6. 26 却下 (不利益処 分非該当)	
人事評 く昇約 請求					人事評価に基づいて現実に給与 で差別的な格差や不利益が生じ る処分を受け、更に一方的な人事 異動通知書を渡された。		6. 3	1	-	21. 6. 26 却下 (不利益処 分非該当)	
人	合停』 星動道 る減糸	上及び 通知書			不当な人事評価に基づく昇給停止、「人事異動通知書」による減 給処分という不利益を強いられ た。		2. 28	_	_	22. 1. 21 却下 (不利益処 分非該当)	
昭和4 第 2 号			埼玉県教 育委員会		大幅賃金引上げ等を要求して行った統一行動に際しストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当かつ当然な行動である。		. 5. 7	昭49. 5. 22	準備手続 4回	21. 9.30 棄却	

処理 計4事案4件

# (2) 係属中のもの

(平成22年3月31日現在)

事	案	名	処分者	処	分	不服理由の概要	受	付	受	理	審理状況	審理の	備考
				内	容		年月		年月			結果	
昭和12頁		-	埼玉県教 育委員会	停職 減給 戒告		一斉休暇闘争に際しストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当かつ当然な行動であ		1. 12 外	昭35.	外	1回 口頭審理	係属中 139件	
平成2 第 2 <del>5</del>			知事	停職		る等。 処分対象となった事実に誤認と 誇張がある等。	20. 1	11. 10	20. 1	1. 25	68回外	係属中	
平成2	:1年(	(不)	埼玉県教	戒告		教職員人事評価制度は、教師を権力によって一般行政組織の枠に 閉じこめてしまうものであり、許されないものである。		1. 16	21.	2. 3	_	係属中	審査
第12	及び第	52号	育委員会	ж		教職員人事評価制度が、総人件費切り下げを目的としており、労働条件の不利益変更である。評価を通して思想、信条の自由をも侵す危険性があり違憲である等。		4. 20	21.	4. 23	_	係属中	ПП
平成2 第 1 <del>5</del>			埼玉県教 育委員会	減給		教職員人事評価制度は、教師を権力によって一般行政組織の枠に閉じこめてしまうものであり、許されないものである。		12. 28	22.	1. 12	_	係属中	

係属中 計15事案143件

# 告 示

埼玉県告示第千三百九十四号

出されたので、 款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告す 次のとおり申請書が提

県 N P する。 PO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉 〇情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供 当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、 県民生活部N

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

申請のあった年月日

特定非営利活動法人の名称

平成二十二年十月十五日

(変更前) 特定非営利活動法人オンリーワン

(変更後) 特定非営利活動法人香典葬ひろめ隊

三 代表者の氏名

武笠 文吉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字三室二二三- 九

五 定款に記載された目的

出することを目的とする。 この法人は、 障害のある人達に対し、 職業訓練等を行い、 就労支援・ 雇用の 創

埼玉県告示第千三百九十五号

給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。 その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援 国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項において る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十二年十月二十九日

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
戸田市立医療保健センター	戸田市美女木4 - 20 - 1	戸 田 市	訪問リハビリテーション	平成 22年 10月 1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成 22年 10月 1日
在宅介護センター みなみ	川口市上青木西5 - 8 - 18	有限会社梅田	居宅介護支援	平成 22 年 9 月 22 日
も し も し 薬  局	鶴ヶ島市富士見1・8・20 サンハイツ若葉102	合資会社エムファーマ	介護予防居宅療養管理指導	平成 22 年 7 月 1 日
ウェルシア薬局 東川口店	川口市東川口4 - 21 - 6	   ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成 22年 9月 10日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 22年 9月 10日
デイサービス ぬくもり	川口市小谷場77-4	株式会社T.Sコーポレーション	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
さわべ歯 科 クリニック	深谷市戸森126		居宅療養管理指導	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 22 年 9 月 1 日
けせらせら	春日部市小渕1377 - 3	合同会社けせらせら	居宅介護支援	平成 22年 10月 1日
リハビリデイサービス nagomi 越谷店	越谷市花田6-4-10	│ │株式会社ビーアールピー	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
いきいきステーション	久喜市青葉4-3-3	  特定非営利活動法人ほほえみネット	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 4 月 1 日
久喜市社協訪問介護事業所	<b> </b>   久喜市青毛753・1(ふれあいセンター久喜内)	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	訪問介護	平成 22 年 7 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 22 年 7 月 1 日
デイサービス こすもす	北葛飾郡杉戸町杉戸3000-167	合同会社 秋桜	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
リハピリデイサービス リライト	三郷市新和1 - 210ベルメゾン中央102	│ │合同会社ナチュラルケア │	通所介護	平成 22年 10月 1日
			介護予防通所介護	平成 22年 10月 1日
あかね雲 吹上苑	鴻巣市吹上本町5-5-2	│ │社会福祉法人えがりて	通所介護	平成 22年 10月 1日
			介護予防通所介護	平成 22 年 10 月 1 日

1			I	l I
			居宅介護支援	平成 22年 10月 1日
さくら・介護ステーション上尾	上尾市向山2・17・3 日建シェトワー2 201	株式会社アークバレー	訪問介護	平成 22 年 7 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 22 年 7 月 1 日
マリ子 の家 デイサービスセンター	   鴻巣市宮地 5 - 1 4 - 1 4	株式会社ファミリー	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
に り ん 草	   戸田市新曽2133 - 1	  株式会社 あいケア 	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
デイサービス 心音	熊谷市肥塚553-13	エテルネル株式会社	通所介護	平成 22 年 9 月 1 日
ディポイント憩	朝霞市本町1-38-38	株式会社大暉	通所介護	平成 22 年 9 月 13 日
			介護予防通所介護	平成 22 年 9 月 13 日
ケアポイント憩	朝霞市本町1-38-38	株式会社大暉	居宅介護支援	平成 22 年 9 月 13 日
介護 2.4 ハッピーふじみの	   ふじみ野市駒西1 - 10 - 13	介護24合同会社	訪問介護	平成 22 年 9 月 9 日
			介護予防訪問介護	平成 22 年 9 月 9 日
アシストケアサービス	羽生市中央3-2-23	│ │有限会社アシストハウス │	福祉用具貸与	平成 22年 10月 1日
			特定福祉用具販売	平成 22年 10月 1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成 22年 10月 1日
			介護予防福祉用具貸与	平成 22年 10月 1日
居宅介護支援事業所ありんこ	坂戸市三光町30-10	NPO法人ケアぴーぷる	居宅介護支援	平成 22 年 9 月 1 日
介護 24 さくら	   吉川市加藤 8 2 1 - 1	介護24合同会社	訪問介護	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 22 年 9 月 1 日
株式会社 熊谷市薬剤師会 会営薬局佐谷田店	   熊谷市佐谷田3800 - 2	株式会社 熊谷市薬剤師会	居宅療養管理指導	平成 22年 10月 5日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 22年 10月 5日
株式会社 熊谷市薬剤師会 会営薬局石原店	熊谷市石原3-231	株式会社 熊谷市薬剤師会	居宅療養管理指導	平成 22 年 10 月 8 日

	介護予防居宅療養管理指導	平成 22 年 10 月 8 日

埼玉県告示第千三百九十六号

関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるも の例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項においてそ 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 たものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)か のとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受け 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 次のとおり変更の届出があった。

平成二十二年十月二十九日

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種 類
ケアセンターきょうどう	名称	指定居宅介護支援事業所 ケアセンターきょうどう	ケアンターきょうどう	居宅介護支援
	所在地	川口市木曽呂1265	川口市木曽呂1317	居宅介護支援
ケアセンターふくしのまち春 日 部	名称	株式会社 福祉の街 庄和営業所	ケアセンターふくしのまち春日部	特定介護予防福祉用具販売
				訪問介護
				居宅介護支援
				福祉用具貸与
				介護予防訪問介護
				特定福祉用具販売
	所在地	春日部市西金野井324-96	春日部市金崎982-1	特定介護予防福祉用具販売
				訪問介護
				居宅介護支援
				福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				介護予防訪問介護
訪問看護ステーション虹	所在地	川口市木曽呂1265	川口市木曽呂1317	介護予防訪問看護
				訪問看護
ヘルパーステーションいぶき	所在地	川口市木曽呂1265	川口市木曽呂1317	介護予防訪問介護
				訪問介護
居宅介護支援センターにしざわ	所在地	川口市大字安行領根岸2079・1カームハイツ301	川口市大字安行原2364	居宅介護支援
訪問介護サービス アン・インブレッション	所在地	春日部市小渕578-3	春日部市小渕1116-15	介護予防訪問介護
				訪問介護
居宅介護支援事業所 アン・インブレッション	所在地	春日部市小渕578-3	春日部市小渕1116 - 15	居宅介護支援

ケアセンターみずき	所在地	川口市木曽呂1265	川口市木曽呂1317	居宅介護支援
アースサポート熊 谷	名称	アースサポート株式会社 熊谷在宅サービスセンタ	- アースサポート熊 谷	訪問入浴介護
				介護予防訪問人浴介護

埼玉県告示第千三百九十七号

関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるも の例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機 法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第十四条第四項においてそ 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年 たものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)か のとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受け 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残 次のとおり廃止の届出があった。

平成二十二年十月二十九日

名	称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
岡 崎 病	院	川口市上青木4-2-6	短期入所療養介護	平成 22 年 8 月 31 日
			居宅療養管理指導	平成 22 年 8 月 31 日
			介護療養型医療施設	平成 22 年 8 月 31 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 22 年 8 月 31 日
フラワー歯 科 医	院	鴻 巣 市 本 町 5 - 1 - 5	居宅療養管理指導	平成 22 年 9 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	平成 22 年 9 月 1 日

埼玉県告示第千三百九十八号

があった。 合を含む。) の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお

平成二十二年十月二十九日

### 一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森 田 眼 科	川口市並木 3 - 1 4 - 1 4	平成 22 年 8 月 31 日
二 コ 二 コ 薬 局 赤 山 店	越谷市赤山町 2 - 6 3 - 1	平成 22 年 5 月 24 日
なつクリニック	越谷市七左町 8 - 2 1 8 - 4	平成 22 年 7 月 31 日
みかりば小幡歯科医院	狭山市入間川1432-1	平成 22 年 8 月 31 日
岡 崎 病 院	川口市上青木4-2-6	平成 22 年 8 月 31 日
寿康会クリニック	川口市西青木 2 - 11 - 4ペルレハイム 203号	平成 22 年 8 月 31 日
フ ラ ワ ー 歯 科 医 院	鴻 巣 市 本 町 5 - 1 - 5	平成 22 年 9 月 1 日
エンゼル歯科医院	狭山市富士見1・1・7丸喜ストアー2F	平成 22 年 9 月 1 日
久 我 ク リ ニ ッ ク	所 沢 市 東 町 1 2 - 3 8	平成 22 年 10 月 1 日
か し あ い 薬 局	深 谷 市 人 見 1 9 8 2	平成 22 年 8 月 31 日
鎗 田 歯 科 医 院	羽生市上新郷5555	平成 22 年 7 月 4 日
小 幡 歯 科 医 院	狭山市狭山台 3 - 1 3 - 1	平成 22 年 8 月 10 日
石 井 歯 科 医 院	本庄市北堀字久下塚1303-4	平成 22 年 9 月 4 日
岡 田 医 院	越谷市大沢1140-1	平成 22 年 9 月 13 日
有限会社ヤギサキ薬局	春日部市中央3 - 2 0 - 3 7	平成 20 年 5 月 7 日
森 歯 科 診 療 所	熊 谷 市 鎌 倉 町 3 0	平成 22 年 6 月 30 日
渡邊クリニック朝霞	朝霞市本町2-12-20 丸徳ビル2階	平成 22 年 5 月 1 日
引 围 歯 科 医 院	富士見市勝瀬1619-7	平成 22 年 8 月 31 日
医療法人 緑志会第二郡山歯科医院	川口市芝新町4-3第3本多ビル2 F	平成 22 年 3 月 31 日
入間川ハート薬局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	平成 22 年 8 月 28 日

### 二 指定施術者

氏名	住所	施術	i所	廃止年月日
νп	IX 7/1	名称	所在地	<b>展</b> 工 午 月 日
角田 雅人		たから針灸整骨院	戸田市新曽2002-12 市谷ビル1F	平成 22 年 9 月 30 日
立 花 要		おおざと整骨院	越谷市大里41-6	平成 22 年 9 月 1 日
髙 司 博 基		髙 司 接 骨 院	東京都板橋区清水町38-11	平成 22 年 9 月 1 日

埼玉県告示第千三百九十九号

担当する施術者として、 合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を 例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場 の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその いて準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条にお 次の者を指定した。

平成二十二年十月二十九日

### 一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
耳鼻咽喉科みどりクリニック	医療法人社団 新晴会	狭山市入間川 1 - 3 - 2 スカイテラス 3 0 1 - A	平成 22 年 10 月 1 日
アイクリニック佐藤医院	佐藤 末隆	鶴ヶ島市上広谷669-1	平成 22 年 9 月 1 日
やまぐち内科クリニック	山 口 喜移	越谷市東越谷9-130-1	平成 22 年 10 月 1 日
シティタワーわらび皮膚科	川 口 順 啓	蕨市中央1 - 7 - 1 シティタワー蕨101	平成 22 年 9 月 1 日
上青木中央病院	岡 崎 俊 哉	川口市上青木4 - 2 - 6	平成 22 年 9 月 1 日
ダイアン・いこ皮ふ科クリニック	林    圭  子	川口市前川1-1-11 イオンモール川口キャラ2階	平成 22 年 9 月 1 日
渡邉クリニック朝霞	渡邉諄二	朝霞市仲町 2 - 2 - 4 4 パールウインク 4 - B	平成 22 年 5 月 1 日
おかだこどもの森クリニック	岡 田 邦 之	春日部市藤塚1225	平成 22 年 10 月 1 日
松 原 医 院	松原克彦	行田市長野1-31-10	平成 22 年 9 月 1 日
水上レディースクリニック	水上天順	草加市新栄町484-1	平成 22 年 10 月 1 日
たにぐちファミリークリニック	谷 口 聡	三郷市仁蔵523	平成 22 年 10 月 7 日
森歯科診療所	森 哲 也	熊谷市鎌倉町30	平成 22 年 7 月 1 日
石 井 歯 科 医 院	石 井 公 仁	本 庄 市 北 堀 1 2 8 0	平成 22 年 9 月 5 日
鎗 田 歯 科 医 院	鎗 田 瑛 紘	羽生市上新郷5555-2	平成 22 年 7 月 5 日
藤井歯科医院	医療法人 優希会	所沢市東所沢和田2-17-11 グランドウール東所沢1階	平成 22 年 11 月 1 日
第二郡山歯科医院	医療法人 緑志会	蕨市塚越 2 - 1 0 - 1 6	平成 22 年 5 月 1 日
深代歯科医院	深 代 眞 吾	越谷市弥十郎634	平成 22 年 9 月 7 日
医療法人社団彩明会 フラワー歯科医院	医療法人社団 彩明会	鴻巣市本町 5 - 1 - 5	平成 22 年 9 月 1 日
吉田歯科クリニック	吉 田 貴 司	川口市西川口1 - 2 - 8 マルミヤビル2 F	平成 22 年 10 月 1 日
アルファデンタルクリニック	辻 川 慶 子	川口市朝日2 - 6 - 1	平成 22 年 9 月 6 日
みかりば小幡歯科医院	中野 博隆	狭山市狭山台3-13-1	平成 22 年 9 月 1 日
エンゼル歯科医院	井 上 昌 太	狭山市富士見1 - 1 - 7 丸喜ビル2 F	平成 22 年 9 月 1 日
さわべ歯科クリニック	澤邊英三郎	深谷市戸森126	平成 22 年 9 月 1 日
ウエルシア薬局 東川口店	ウエルシア関東 株式会社	川口市東川口4 - 21 - 6	平成 22 年 8 月 1 日
二コニコ薬局	渡辺希王子	越谷市赤山町1-198-1	平成 22 年 5 月 24 日
コスモ薬局 七左店	株式会社 コスモ調剤薬局	越谷市七左町2-295-2	平成 22 年 9 月 1 日
あるも薬局	株式会社 Blooming Soul	越谷市東越谷9-128	平成 22 年 10 月 1 日
薬局マツモトキヨシ 行田長野店	株式会社 マツモトキヨシ	行田市長野1-49-24	平成 22 年 9 月 1 日

そよ風薬局 川島店	メディカルファーマシー 株式会社	比企郡川島町伊草97-6	平成 22 年 10 月 1 日
鈴木薬局 春日部店	株式会社 鈴木薬局	春日部市藤塚1223	平成 22 年 10 月 1 日
薬局アポック 鴻巣店	株式会社 日本アポック	鴻巣市市ノ縄28-4	平成 22 年 9 月 29 日
センター薬局 桶川店	有限会社 日本メディカル	桶川市下日出谷西3-3-4	平成 22 年 9 月 15 日
か し あ い 薬 局	株式会社 アステル	深谷市人見 1 9 8 2	平成 22 年 9 月 1 日
入間川ハート薬局	株式会社 ハートスリー	狭山市富士見1-7-5	平成 22 年 8 月 29 日

### 二 指定施術者

	氏	<b>9</b>		住所	於	<b>运</b> 術所	指定年月日
	L	П		任 <i>刊</i>	名称	所在地	相处平方口
=	木		聡		たから針灸整骨院	戸田市新曽2002-12 市ヶ谷ビル1F	平成 22 年 10 月 1 日
Щ	П	桜	実		おおみ接骨院	春日部市内牧3043-14	平成 22 年 9 月 16 日
田	部井	夏	夫		げんき堂あさひ整骨院	伊勢崎市喜多町54-1	平成 22 年 1 月 1 日
新	田	陽	介		にった接骨院	志木市中宗岡4-1-8	平成 22 年 8 月 12 日
中	島	豊	高		なかじま整骨院	所沢市山口1129-1 テルミハイム101	平成 22 年 9 月 17 日
下	岡	正	次		下岡鍼灸接骨院	川口市飯原町13-7	平成 22 年 9 月 6 日
柴	田	雅	之		かわつる接骨院	川越市川鶴 2 - 1 2 - 1 - A - 3	平成 22 年 10 月 13 日
石	Ш	東	理		ヒノデ治療院	所沢市西所沢2-8-18	平成 22 年 9 月 1 日
松	本		健		ヒノデ治療院	所沢市西所沢2-8-18	平成 22 年 9 月 1 日
大	賀	文	博		ヒノデ治療院	所沢市西所沢2-8-18	平成 22 年 9 月 1 日
抜	井	多 恵	子		漢 方 鍼 灸 院	志木市柏町4-1-12	平成 22 年 9 月 21 日
抜	井	喜	子		漢 方 鍼 灸 院	志木市柏町4-1-12	平成 22 年 9 月 21 日

埼玉県告示第千四百号

IJ 出 縦覧に供する。 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)吉川市栄町計画

吉川市栄町七百九十七番一外

大規模小売店舗 の 設置者及び当該大規模小売店舗 に お ١١ て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっ ては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピー ンドディ コ ンサル ティ ン グ 代 表 取締役 溝 

さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ライフコー ポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一 一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年六月二十一日

二 大規模小売店舗の店舗面積の合計

八千五百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置

図面省略

収容台数

三八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数

四三台

荷さば

き施設の位

置及び面積

位置 図面省略 面積 五八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六八立法メートル

大規 大規模. 小売店舗に 売店舗の 施設の お て小売業を行う者の開店時 運営方法に関する事項 刻及び閉店時刻

^

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時十五分 (平面駐車場)

午前七時から午後十時 (屋上駐車場)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前九時(荷さばき施設二、三、四)午前六時から午後十時(荷さばき施設一)

1 届出年月日

平成二十二年十月二十日

縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

Ξ

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

兀 意見書の提出

イ 意見書提出期間対し、意見書の提出により、これを述べることができる。対し、意見書の提出により、これを述べることができる。の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、の地域の生活環境の保持のため配慮すべきまでしょり、当該大規模小売店舗の 当該大規模小売店舗の周辺

意見書提出先平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百一号

IJ 出 縦覧に供する。 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ケーズデンキ幸手店

幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗 に お ١J て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の 氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス株式会社 代表執行役 梁瀬行雄

東京都港区浜松町二丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月三十一日

二 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千九百七十七平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

朩

駐車場の位置及び収容台数

金属のではながなぎになり 図面省略 収容台数 一三四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立法メートル

大規模 大規模小売店舗にお 小売店舗の 施設の運営方法に関する事項 いて小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

^

午前十時から午後九時 (年間十日間は午前九時三十分 から午後 九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分 から午後九 時三十分 (年間十日間は午前 九 時から午後九時

三十分)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設におい て荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年十月二十一日

一縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

の 地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺 県に

?し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間対し、意見書の提出

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百二号

定による意見の概要につい のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 ζ 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項 の規

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

# 一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一)交通安全対策について

じないよう対策を講じること。 道路から出入りするよう、 待機することなく、スムーズに施設内に進入できるよう対策を講じること。 利用客の車両の店舗への出入りは、 市道一二三九号線に接する出 案内看板など適所に掲示すること。 また、 入口に つい 極力市道第一二三九号線を避け、 商品搬入車両についても同じく市道に ては、 利用者車両に よる渋滞が生 開発

入口等) に配置のこと。 交通整理員をすべての出入口 ( No. 1 出入口、 搬出入用出入口、 開発道路出

<u>ح</u> に出入口 No.1 と開発道路出入口には常時複数 の交通整理員 を配置

トステムビバ、 (株) ١١ なげやの二店舗 の 敷地に沿う市道第一二三

見込まれることから、 九号線と第一二六二号線に新設される歩道につい 自転車と歩行者併用とし、 ては、 歩行者と自転 自転車利用客が多く 車用 の カラー

通行分離帯を設けること。

臨 の混乱を避けるよう対策を講じること。 一時駐車場を隣接の長谷エコー 開店時 の対策 開店後の二か月程度は多数の来客が見込まれることから、 ポレー ショ ン敷地内に 設けるなど、 開店当初

(二)騒音・臭気等・放熱等の公害対策について

街に近 ら生じる低周波音による健康被害が生じることのな を講じること。 変電設 ١١ 場所に 大型室外機から出る騒音対策を講じ 設置予定の変電設備は常 時稼働されることから、 られること。 いよう、 万全の防音対策 <u>ح</u> ( この設備か

店舗内及びごみ置き場等から放出される臭気に対して、 外気に漏れること

のないよう万全の対策を講じること。

体的な改善策に反映させるよう努めること。 ス削減に努めること。 地球温暖化対策と相まって、 拡散されるエネルギー 施設全体 ( 駐車場も含む ) などデー ター からの温室効果ガ の集積を行い、 具

# (三)情報公開について

集を行い、 種々の環境問題(交通、 必要に応じて住民等からの情報公開請求にこたえること。 騒音、 臭気、 消費エネルギー 等)のデー タ

# 一縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十一月二十九日まで

# 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

埼玉県告示第千四百三号

定による意見の概要につい のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第八条第一 ζ 同条第三項の規定により公告し、 及び当該意見を次 項及び第二項の規

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清

司

一意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(一) 富士見市道第五一三六号線の安全対策

小中学校児童・生徒の安全確保のため、 みずほ幼稚園前交差点に交通誘 導

員の配置を願いたい。

運転者に対して注意を喚起するため、 看板・標 識の設置を願い たい

(二)周辺の交通安全対策

と安全対策に努めていただきたい。 の標識、 商業店舗来客者の車両が、周辺の住宅地に流入し 案内板の設置、来客者へ の周知及び誘導を行うなど、 ないように、 情報の提供 必要な箇所

小中学校児童・生徒の安全確保の ため、 みずほ幼稚園前交差点に交通誘 導

員の配置を願いたい。(再掲)

(三)児童生徒の安全確保

係車両及び荷捌き関係車両につい を使用しないよう指導願いたい。 交通協議 の際にも確認したが、 児 童 ・ ては、 生徒の安全確保の観点から、 水谷中学校・ 水谷東小学校 前 工事関 の 道路

小中学校児童・生徒の安全確保 の ため、 みずほ幼稚 園前交差点に交通誘 導

員の配置を願いたい。(再掲)

(四)地域商業等への配慮

万が一、 退店、 撤退となる場合には、 時期やその後の対応策等につい ζ

可能な限り早期の情報提供を願いたい。

(五)地域環境対策

上と近隣の美化環境に対する配慮 業店舗来客者に対 Ų タバ コの投げ捨てやゴミの投棄禁止等、 ^ の周知及び啓発に努めていただきたい。 マナー 向

埼玉県南西部地域振興センター埼玉県産業労働部商業支援課縦覧場所収二十二年十月二十九日から平成二十二年十一月二十九日まで採覧期間

Ξ

# 埼玉県告示第千四百四号

地する土地として指定した。 営体育成基盤整備事業)の換地計画に関し、次の従前の土地を非農用地区域内に換 用する同法第五十三条の二第一項の規定により、県営土地改良事業上里西部地区(経 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準

平成二十二年十月二十九日

田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
田
目 —— 用 途

	五五	畑	二 畑		同	同	同
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	七			$\circ$	同	同	同
			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	<u> </u>	印	印	同
	$\circ$			<u> </u>	司	同	司
一	七		<u> </u>	<u> </u>	同	同	同
	六七			0	同	同	同
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	五.			00	田	同	同
一	九		 四	00	田	同	旧
- ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	$\bigcirc$		— 11.]	0	同	同	同
- ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	八		— 1 1	0	印	同	匝
ー	11110		<u> </u>	00	田	正	印
- ○ ○	五.		1	00	田	回	回
- ○ 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九	八			$\circ$	回	回	回
九九九     九九九三     加       九九九二     九九九三     畑       畑     畑     畑       畑     畑     二二       畑     畑     二二       二十二     二十二     二十二       川     川     川     二十二       二十二     二十二     二十二	五.			00	田	呾	回
九九九三     加       九九九三     加       九九六—     畑       畑     畑       畑     畑       一三     二       六八八     二       二     二	九 〇		畑	九	田	正	回
九九六——     畑     畑     六八八       九九六——     畑     畑     六八八       二三一六     二三一六	八		畑	九	回	田	回
九九五—— 畑 畑 六八八	_			九	田	回	回
九九三 畑 畑 六八八	八			九	田	正	回
カカニー 二	八		畑	九	田	回	回
	一三一七	畑	二二二四	九九二	印	印	同
同 九九二—一 畑 畑 四七九	四 七 九		<u> </u>	九	同	同	同

六七四	畑	畑	二 八 〇 一 一	同	同	同
八 一 五	畑	畑	二一七九	同	同	同
五七二	畑	畑	二一七八	同	同	同
八八五	畑	畑	七五	同	印	同
	畑	畑	二一七四	同	同	同
	畑	畑	二 七 一 一	同	同	同
三四六	畑	畑	二一六九	同	讵	同
三五九	畑	畑	二一六八	印	昛	印
二九九	畑	畑	ニー六ーーー	経塚	昛	印
九八〇	畑	畑	二一五六—二	原耕地西	呾	印
六五六	畑	畑	101111	匝	旺	印
11104	畑	畑	10111	印	旺	印
六一六	畑	畑	01110	印	匝	印
七二五	畑	畑	一〇二九	回	旺	印
五八八	畑	畑	10114	匝	旺	印
三三四九	畑	畑	10110-1	印	旺	印
一〇八〇	畑	畑	一〇一九	印	旺	印
一 五〇	畑	畑	一〇一八	回	旺	间
一二九九	畑	畑	一〇一六	回	正	同
	畑	畑	一 〇 五	印	印	同
四七四	畑	畑		回	旺	印

八六元	<u> </u>
八六〇	四田田
八六〇	一 一 田
四三九-	一二
1     11   1	畑
九	七 畑
九	六— — 畑
九	五畑
一 九 三	二二四
一 九 一	畑
九〇	
一 八 九	二—二
一 八 九	一一一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
一八八	畑
一八七	畑
一八六	畑
一 八 五	
一 八 四	畑
八三	二———
八一	畑
八一	畑

三八五	畑	畑	九二六一一	同	同	同
<u> </u>	田	田	九二五——	同	同	同
五〇七	田	田	九二三一一	同	同	同
六五 八	田	畑	九二二一一	同	同	同
七五	田	田	九 一 五	同	同	同
八八二	田	田	九 一 四	同	同	同
六〇五	田	畑	九 一 三	同	同	同
四〇八	田	田	九一〇一一	同	印	同
一川七川	田	畑	九〇六—一	印	印	回
1 [111]	畑	山林	九〇五—二	呾	讵	印
五八七	田	畑	九〇四	正	叵	田
四二六	田	田	九〇三	正	印	田
六七四	田	畑	九〇一	正	讵	回
二八二	田	畑	九〇〇	正	叵	印
三三五	畑	畑	八九八	回	印	印
四 一 四	田	田	八九七	印	讵	田
1111七	畑	畑	八九六	正	讵	回
二二八	田	田	八九五— 一	回	印	印
九七七	田	田	八九三—一	回	间	印
11七二	田	田	八九〇一一	回	印	印
二〇五	田	田	八八八一一	同	讵	同

九	田	田	九 五 五	司	同	同
五六	畑	畑	九 五 一 二	同	同	同
五四	畑	畑	九五〇一二	印	同	同
九 一 五	田	田	九五〇一一	司	同	同
三三五	田	田	九 四 八	同	同	同
九二	畑	畑	九四七—二	同	同	同
1111	畑	雑 種 地	九四六—二	印	印	同
六〇六	田	田	九四六—一	回	回	印
八六	田	畑	九 四 五	同	同	同
四六九	田	畑	九 四 四	同	同	同
七一八	田	畑	九 四 二	回	正	印
九 五	田	畑	九 三 九	同	印	同
一三四八	田	田	九三七	回	回	同
八七	田	田	九三五一三	回	回	印
九〇七	田	田	九三五—二	回	正	印
七〇〇	田	田	九三五—一	回	田	同
[11]11]	田	田	九三三一一	回	正	印
1 1 11 1	畑	畑	九三二一一	印	正	印
四四八	田	田	九三一— 一	回	回	同
八七三	田	田	九三〇	同	印	同
九八	畑	畑	九 二 九 一 一	同	同	同

五五	畑	畑	一 〇 四 一 一	同	同	同
五五五	畑	畑		同	同	同
一八四八	畑	畑		同	同	同
三六九	畑	畑	一〇三九—二	同	同	同
三四九	畑	畑	一〇三九— 一	同	同	同
一四二七	畑	畑	一〇三八一一	同	同	同
10六0	畑	畑	10三六— 1	同	同	同
七五九	畑	畑	101111	印	同	同
<u>ш</u> ш ш	畑	畑	一〇二八	同	同	同
四三九	畑	畑	1-41101	呾	同	间
1011	畑	畑	1011閏— 1	匝	同	印
四 一	畑	畑	101111-111	印	回	印
四・三七	畑	畑	一〇一八一二	高野谷戸	正	印
	畑	畑	1-4101	印	同	回
101	田	田	100六—二	匝	同	印
五〇	畑	畑	一〇〇五—二	田	旧	印
一五三一	田	田	九九八	呾	同	间
八〇一	田	田	九 九 七	田	正	印
四四	畑	山 林	九九三一二	回	回	同
九一	畑	畑	九五六一二	印	印	同
七五八	田	田	九五六—一	同	同	同

七一六	畑	畑	一〇六八一一	同	同	同
六〇六	畑	畑	一〇六六	同	同	同
五三九	田	田	一〇六五	同	同	同
一一六三	田	田	一〇六三	印	呾	同
七 一 七	田	田	10六二一二	同	同	同
七四〇	畑	畑	一〇六二— 1	同	同	同
三六四	畑	畑	10六1	印	正	同
五	畑	畑	10%0-11	印	昛	同
五 七 二	畑	畑	10六0—1	同	印	同
七〇四	畑	畑	一〇五九	呾	呾	同
一九三六	田	田	一〇五八	印	旺	回
七三四	畑	畑	一〇五四	回	印	司
七九四	畑	畑	三五〇一	回	田田	司
七八六	田	田	一〇年〇	回	正	司
八〇八	田	田	一〇四九一一	印	旺	印
三八	田	田		印	旺	印
三六六	畑	畑		回	旺	印
六四七	畑	畑	上回○	印	旺	回
一五五六	田	田	一〇四六	同	司	司
一 〇 八	畑	畑	一〇四五	司	同	司
<u>-</u>  M	畑	畑		同	同	同

日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	一七二七	畑	畑	一一〇七	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	〇 九	畑	畑	<u> </u>	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	$\circ$	畑	畑	<u> </u>	同	同	同
同	匹	畑	畑	<u> </u>	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	六	畑	畑	<u> </u>	同	同	同
同	$\circ$	畑	畑	<u> </u>	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	_	畑	畑	〇 九	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	四六	畑	畑	〇 九	同	同	同
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	四六三	畑	畑	〇 九	同	同	同
同	七四三	畑	畑	〇 九	印	띤	呾
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	七	畑	畑	〇 九	匝	匝	正
同	_	畑	畑	九一	印	匝	正
同	三六四	畑	畑	〇 九	回	印	回
同	0	畑	畑	〇 九	回	印	回
同	七四六	畑	畑	〇八九—	印	匝	回
同	四二六	畑	畑	八	印	匝	印
同 同 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	$\circ$	畑	畑	〇八三—	印	띤	呾
同 一〇七六——畑 畑 二八 四 一〇	1   11   1	畑	畑	〇八二—	印	匝	印
同 一〇七一— 畑 畑 二八	$\circ$	畑	畑	〇七六—	印	印	印
同 一〇七〇— 一畑 畑 一四	八〇	畑	畑	〇七1—	回	印	司
	兀	畑	畑	0七0—	印		回

同	六二	畑	畑	一一二七一六	同	同	同
	八三五	畑	畑	一二七—	同	同	同
	八	畑	畑	一二七—	同	同	同
同       日       白       一	五八	畑	畑	一 二六—	⊡		印
	三四	畑	畑	一 三 四 	同		同
	五三三	畑	畑	  	同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	九	畑	畑		同	同	同
同   同   同   同   同   同   同   同   同   同	九一	畑	畑	<u> </u>	⊡		印
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	六二	畑	畑	<u> </u>	回		同
	五.	畑	畑	<u> </u>	同		同
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	三四六	畑	畑	一 五 一	匝	呾	同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日	九	畑	畑	1 1 111	匝		同
同 同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	九	畑	畑	1 1 111—	匝		回
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	五.	畑	畑	1 111-1	匝		同
同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		畑	畑		匝		同
同 同 同 同 同 同 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<u> </u>	畑	畑	<u> </u>	⊡		同
同 同 同 同 一 一 一 一 九 畑 畑 畑 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		畑	畑	1 1 1 —	匝		同
同 同 一 一 一 加 畑 一 一 一 一 加 畑 一 一 一 一 一 加 畑 一 一	0	畑	畑	1 1 0-	匝		同
同   同   一一〇———   畑   一七九   四   一七九   四   一二八   四   一五八   四   一五八   一五八		畑	畑	1 1 0—1	匝	匝	同
同 台 一一〇九 畑 畑 一五八	七 九	畑	畑	<u> </u>	回		同
	五 八	畑	畑	1 0	和		同

	司	印	同
i	印	印	同
1	呾	呾	同
7 1 1 E	一五八一	一一二九—一	一一二八一六
田	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑
		1 七三十二	一五七五

# 埼玉県告示第千四百五号

ಕ್ಕ の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告す 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次

平成二十二年十月二十九日

	とおり			
	項は、公定規格の			
	びその他の制限事			
	害成分の最大量及			
	含有を許される有			
	- 0			
	加里全量			
	≡.0			
日	りん酸全量	ん肥料	料	
年七月三十	四 · 〇	家きんふ	んふん肥	五三一号
平成二十八	室素全量	千成加工	加工家き 千成	埼玉県第
		灰		
年八月九日	セニ・〇	特選消石		四八九号
平成二十八	アルカリ分	7 2 菱 印	消石灰	埼玉県第
年八月九日	セニ・〇	消石灰		四八八号
平成二十八	アルカリ分	最上特選	消石灰	埼玉県第
	おり			
	は、公定規格のと			
	その他の制限事項	料	料	
年八月七日	五三・〇	シウム肥	シウム肥	- 号
平成二十八	アルカリ分	炭酸カル	炭酸カル	埼玉県第
有効期限	その他の規格	名称	種類	文字 全型 另目 E-
登 録 の	保証成分量(%)	肥料の	肥料の	
	_			

一丁目八番六号					
東京都中央区新川	日				
会社	年八月十一	六五・〇	5		六三四号
八秋父石灰工業株式	平成二十八	アルカリ分	アグリ6	消石灰	埼玉県第
一丁目八番六号					
東京都中央区新川	日				
会社	年八月十一	セニ・〇	2		六三三号
八秩父石灰工業株式	平成二十八	アルカリ分	アグリ7	消石灰	埼玉県第
		-· 0			
番一二号		加里全量			
橋本石町四丁目五		五.五五			
東京都中央区日本	日	りん酸全量	す粉末	その粉末	
九 会社	年七月十九	二 五	ぬか油か	かす及び	六〇七号
八ボーソー油脂株式	平成二十八	室素全量	5 · 5 米	米ぬか油	埼玉県第
		とおり			
		項は、公定規格の			
		びその他の制限事			
		害成分の最大量及			
		含有を許される有			
		<u>-</u> .			
袋三丁目一番一号		りん酸全量	号		
東京都豊島区東池	年十月五日	六・〇	肥 料 6 2	肥料	五九〇号
五 朝日工業株式会社	平成二十五	室素全量	乾燥菌体	乾燥菌体	埼玉県第
		とおり			
		項は、公定規格の			
		びその他の制限事			
		害成分の最大量及			
		含有を許される有			
		<u>-</u> .0			
袋三丁目一番一号		りん酸全量	号		
東京都豊島区東池	年十月五日	五.〇	肥 料 5 2	肥料	五八九号
五 朝日工業株式会社	平成二十五	室素全量	乾 燥 菌 体	乾 燥 菌 体	埼玉県第

		とおり			
		項は、公定規格の			
		びその他の制限事			
		害成分の最大量及			
号		含有を許される有			
の内二丁目五番二		四・五			
東京都千代田区丸	日	りん酸全量			
社	年九月三十 社	五.〇	0 7	肥料	六六六号
小岩井乳業株式会	平成二十五	室素全量	K I W 0	乾燥菌体	埼玉県第
		0			
		加里全量			
		<u> </u>			
袋三丁目一番一号	日	りん酸全量		その粉末	
年八月二十 東京都豊島区東池	年八月二十	五.〇	油粕	六三五号かす及び	六三五号
平成二十八 朝日工業株式会社	平成二十八	室素全量	粒状菜種	なたね油	埼玉県第

# 埼玉県告示第千四百六号

登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条の規定により次の肥料の

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

地二				
六·〇   区大字平林寺二三一番	- 六・〇			
埼玉県さいたま市岩槻	りん酸全量			
五・〇 グリビジネス	五 〇			六五九号
株式会社ジャパン・ア	室素全量	魚骨 (細粒)	魚かす粉末	埼玉県第
地二				
区大字平林寺二三一番	二〇. 五			
埼玉県さいたま市岩槻	りん酸全量			
四・五 グリビジネス	四.五			六五八号
株式会社ジャパン・ア	室素全量	魚骨(粒)	魚かす粉末	埼玉県第
名称及び住所	その他の規格	月 米 <i>O</i> 名	月米の利業	3.5.4至 云 云 云
生産業者の氏名又は	保証成分量(%)	巴斗刀马尔	巴 斗 D 重 頁	芝生 温水 氏目 ユコ

埼玉県告示第千四百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高 砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成22年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町 3 丁目 3 番23号
- 5 落札金額 353,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日平成22年7月27日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決埼玉県病院事業告示第二十五号

定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 落札に係る建設工事の名称 埼玉県立がんセンター新病院建設工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県病院局がんセンター建設課建築担当 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁 目6番5号
- 3 落札者を決定した日平成22年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所戸田建設株式会社 東京都中央区京橋1丁目7番1号
- 5 落札金額 12,285,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成22年7月20日

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十二年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十二年十月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福島 浩之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

		一四九・四五		
		\$	先まで	新
			字上阿久原字石頭一五〇五番一地	
శ్	一六九・二一	三八・八〇	一四三七番一地先から同郡同町大	
築		\$	児玉郡神川町大字下阿久原字水欠	旧
地方特定道路		七・六四		
1	(メートル)	(メートル)		亲
	延長	敷地の幅員	<u>x</u>	日新別

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 飯積向古河線

三 道路の区域

			旧
新 B	新 A	旧 A	新
4. 5	4- 1-		別
先まで	先から加須市栄字中野八一二番三地		区間
七・四〇六・〇〇~	= : :	六 三 〇 - - - -	(メートル) 敷地の幅員
ハ〇・七〇	t C • P		(メートル) 長
		備工事地方特定道路(改築)整	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百三十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一許可番号

平成二十二年十月十三日

指令川建セ第二一 一八一一号

一検査済証番号

平成二十二年十月二十二日

川建セ第二二 七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字中尾字駒形九 九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字中尾九一一番地

木村 真理

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一許可番号

平成二十二年九月七日

指令川建セ 第二二〇〇七〇〇号

一検査済証番号

平成二十二年十月二十七日

第二二〇〇八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字吉田字西ノ谷七一八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字千手堂一三三番地二

株式会社 太栄観光バス 代表取締役 内田太三郎

埼玉県選管告示第百六十六号

た 場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定し 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)において例による る法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) において準用する場合並びに最高裁 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関す 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

平成二十二年十月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ホ 老	ホ 老	ホ 老	種
I	I	I	
厶 人	ム <sub>人</sub>	ム人	別
の里介護老人福祉施設さいたまほほえみ社会福祉法人安心会	ケアハウスくわの実社会福祉法人羽生福祉会	特別養護老人ホーム親光社会福祉法人ひふみ会	施設の開設主体及び名称
一五一二番地一さいたま市岩槻区大字長宮	羽生市大字下新郷六六〇番地	川口市西新井宿九三一番地	所 在 地